

平成30年9月宮崎県定例県議会

決算特別委員会（平成29年度決算）
文教警察企業分科会会議録

平成30年10月2日～4日

場 所 第3委員会室

平成30年10月2日(火曜日)

午後0時58分開会

会議に付託された議案等

- 議案第19号 平成29年度宮崎県歳入歳出決算の認定について
- 議案第20号 平成29年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第21号 平成29年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第22号 平成29年度宮崎県地域振興事業会計利益の処分及び決算の認定について

出席委員(6人)

主	査	渡	辺	創
副	主	査	日	高
委	員	徳	重	忠
委	員	横	田	照
委	員	河	野	哲
委	員	凶	師	博

欠席委員(1人)

委	員	中	野	廣
---	---	---	---	---

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

警	察	本	部	長	郷	治	知	道
警	務	部	長		大	塚	祥	央
警	務	部	参	事	官	兼	中	川
首	席	監	察	官			正	純
生	活	安	全	部	長	河	野	重
							重	定

刑	事	部	長	鬼	塚	博	美
交	通	部	長	廣	澤	康	介
警	備	部	長	谷	口		浩
警	務	部	参	事	官	兼	
会	計	課	長	福	栄	芳	政
警	務	部	参	事	官	兼	
警	務	課	長	藤	川	寿	治
生	活	安	全	部	参	事	官
生	活	安	全	企	画	課	長
児	島	孝	思				
三	原		健				
今	村	洋	一				
上	平	賢	一				
日	高	靖	和				
日	高	好	章				

企業局

企	業	局	長	凶	師	雄	一
副	局	長		佐	野	詔	藏
(総	括)				
副	局	長		土	屋	喜	弘
(技	術)				
技			監	喜	田	勝	彦
総	務	課	長	奥		浩	一
経	営	企	画	監	新	穂	浩
工	務	課	長	平	松	信	一
電	気	課	長	森	本	誠	二
施	設	管	理	課	山	下	正
施	設	管	理	課	山	下	正
総	合	制	御	課	上	石	浩

事務局職員出席者

政	策	調	査	課	主	査	甲	斐	健	一
議	事	課	主	任	主	事	石	山	敬	祐

○渡辺主査 ただいまから、決算特別委員会文教警察企業分科会を開会いたします。

まず、分科会の日程についてであります。

分科会の日程については、お手元に配付の日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺主査 そのように決定いたします。

暫時休憩します。

午後0時58分休憩

午後0時59分再開

○渡辺主査 分科会を再開します。

次に、先ほど開催されました主査会における協議内容について御報告いたします。

まず、審査の際の執行部説明についてであります。

お手元に配付の分科会審査説明要領により行いますが、決算事項別の説明は目の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて、また主要施策の成果は主なものについて説明があると思しますので、審査に当たりましてはよろしく願いいたします。

次に、監査委員へ説明を求める必要が生じた場合についてですが、他の分科会との時間調整を行った上で質疑の場を設けることとする旨、確認がなされましたので、よろしく願いいたします。

それでは、執行部入室のため暫時休憩いたします。

午後1時0分休憩

午後1時1分再開

○渡辺主査 分科会を再開いたします。

それでは、平成29年度決算について執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○郷治警察本部長 警察本部長の郷治でございます。

ます。

先日の常任委員会における警察本部関係の報告案件につきましては、貴重な御意見等を賜りましてどうもありがとうございました。

本日は、平成29年度の警察本部に係る決算の概要及び平成29年度に推進してまいりました主要施策につきまして御説明させていただきます。

平成29年度一般会計の決算につきましては、予算額279億1,601万7,850円、支出済額277億5,202万4,576円であり、常に適正な予算執行に努めてまいったところであります。

また、平成29年度は、宮崎県総合計画、未来みやざき創造プランに掲げられた将来像である、安全な暮らしが確保される社会の実現を目指し、各種事業に取り組んだところでございます。

決算の概要と主要施策の成果については、警務部長から具体的に説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

私からの説明は、以上でございます。

○大塚警務部長 それでは、警察本部の平成29年度決算の概要について御説明いたします。

お手元の平成29年度決算特別委員会資料をらんください。

2ページをお開きください。

平成29年度決算事項別明細総括表により、平成29年度の決算の概要について説明いたします。

予算額279億1,601万7,850円、支出済額277億5,202万4,576円、不用額1億6,399万3,274円、執行率99.4%でありました。

3ページをお開きください。

次に、目の不用額が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものにつきまして御説明いたします。

なお、執行率が90%未満のものはございませんでした。

まず、(款) 1 警察費、(項) 1 警察管理費、(目) 2 警察本部費につきましては、予算額220億4,303万7,850円、支出済額219億6,370万3,166円、不用額7,933万4,684円、執行率99.6%でありました。

警察本部費は、職員の人件費及び警察職員の設置に要する経費であります。その不用額の主なものは、給料における中途退職者等の給与の執行残、職員手当等における退職手当等の執行残、4ページに移りまして、旅費における赴任旅費等の執行残、需用費における警察事務関係消耗品費等の執行残、委託料における車載装置搭載替費等の執行残等であります。

このうち、不用額の大きい退職手当等の執行残につきましては、退職者は定年退職のほか、希望退職や自己都合による退職もあることから、多目に予算を編成しておりましたが、平成30年3月12日に退職手当に関する条例が改正され、支給率が下がったことにより執行残が生じたものです。

警察事務関係消耗品費等の執行残につきましては、事務用品購入に係る入札残や複写機コピー代の執行残により不用額が生じたものであります。

次に、(目) 3 装備費につきましては、予算額3億5,169万4,000円、支出済額3億4,271万822円、不用額898万3,178円、執行率97.4%でありました。

装備費は、警察の機動力や警察装備の整備に要する経費であります。その不用額の主なものは、需用費における警察車両維持費等の執行残、役務費における自賠責保険料等の執行残であります。

このうち、不用額の大きい警察車両維持費等の執行残につきましては、各種装備資機材に要

する消耗品費等の入札残や燃料の使用量が見込みより少なかったことにより、不用額が生じたものであります。

次に、(目) 4 警察施設費につきましては、予算額18億5,661万7,000円、支出済額18億4,701万6,292円、不用額960万708円、執行率99.5%でありました。

警察施設費は、警察施設の計画的整備と適正な管理に要する経費であります。その不用額の主なものは、5ページに移りまして、需用費における消耗品及び庁舎維持修繕料の執行残、委託料におけるえびの警察署庁舎建設整備委託費等の執行残、工事請負費における庁舎維持管理関係工事費等の執行残等であります。

消耗品及び庁舎維持修繕料の執行残につきましては、警察本部庁舎等の消耗品及び修繕が見込みより少なく、不用額が生じたものであります。

えびの警察署庁舎建設整備委託費等の執行残につきましては、えびの警察署庁舎建設整備に伴う通信指令システム移設設定費等の執行残により、不用額が生じたものであります。

庁舎維持管理関係工事費等の執行残につきましては、えびの警察署の建設工事に係る設計変更見込み分が見込みより少なく、不用額が生じたものであります。

次に、(目) 5 運転免許費につきましては、予算額6億1,961万1,000円、支出済額6億1,081万9,393円、不用額879万1,607円、執行率98.6%であります。

運転免許費は、自動車運転免許試験及び各種講習、その他、運転免許事務処理に要する経費であります。その不用額の主なものは、需用費における運転免許事務関係消耗品費等の執行残、役務費における運転免許事務関係郵送料等

の執行残、委託料における仮免許事務委託料等の執行残であります。

運転免許事務関係消耗品費等の執行残につきましては、免許証の作成に必要な台紙やインク等の消耗品費、各免許センターの電気料等の執行残により、不用額が生じたものであります。

運転免許事務関係郵送料等の執行残につきましては、行政処分関係の郵送料の執行残により不用額が生じたものであります。

仮免許事務委託料等の執行残につきましては、仮免許事務委託料や高齢者講習委託料の執行残により不用額が生じたものであります。

最後に、6ページに移りまして、(項)2警察活動費、(目)1警察活動費につきましては、予算額30億3,218万6,000円、支出済額29億7,548万8,322円、不用額5,669万7,678円、執行率98.1%であります。

警察活動費は、警察活動全般に要する経費や信号機及び道路標識等の交通安全施設の維持・整備に要する経費であります。その不用額の主なものは、報償費における協力援助者の災害給付金等の執行残、旅費における警察活動旅費等の執行残、需用費における交通安全施設維持電気料等の執行残、役務費における警察活動用装備資機材の点検手数料等の執行残、委託料における交通安全指導員委託料等の執行残、使用料及び賃借料における高速道路使用料等の執行残であります。

このうち、不用額の大きい交通安全指導員委託料等の執行残につきましては、交通安全指導員委託事業に係る人件費において、指導員の育児休暇取得者が増加し、欠員が生じたことにより不用額が生じたものであります。

交通安全施設維持電気料等の執行残につきましては、灯器のLED化を推進したことにより、

不用額が生じたものであります。

警察活動旅費等の執行残につきましては、犯罪捜査等に伴う警察活動旅費の執行が見込みより少なかったことにより、不用額が生じたものであります。

以上で、平成29年度決算事項別明細の説明を終わります。

続きまして、平成29年度主要施策の成果につきまして御説明いたします。

ただいままでの説明に使用しました、平成29年度決算特別委員会資料の1ページにあります、宮崎県総合計画、未来みやざき創造プラン(公安委員会関係)をごらんください。

これは、未来みやざき創造プランにあります分野別施策のうち、警察本部に関連するものを体系表にしたものであります。

警察本部におきましては、くらしづくりの分野において、将来像として、1、安全な暮らしが確保される社会に位置づけられた、(1)安全で安心なまちづくりと(2)交通安全対策の推進を施策の柱として、それぞれの基本的方向性にに基づき、施策推進のための各種事業に取り組んだところであります。

なお、このページにつきましては、この後の説明で使用いたしますので、開いたままにしておいていただきますようお願いいたします。

それでは、お手元にあります別冊の平成29年度主要施策の成果に関する報告書をごらんください。

397ページをお開きください。

まず、1、安全な暮らしが確保される社会の(1)安全で安心なまちづくりにつきまして、御説明いたします。

当該施策の目標は、県民一人一人が防犯意識を高めるとともに、行政、事業者、地域住民等

が業種や世代を超えて、犯罪の防止や安全の確保に必要な取り組みを行うことによって、高い規範意識ときずなが根つき、犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりが推進される社会を目指すものであります。

再度、平成29年度決算特別委員会資料の1ページをごらんください。

安全で安心なまちづくりの基本的方向性としたしまして、犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりの推進、少年の非行を生まない社会づくりの推進、被害者支援活動の推進の3つを掲げております。

このうち、犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりの推進につきましては、主な事業として、再度、主要施策の成果に関する報告書に戻りまして、397ページの表にありますように、地域の安全を守る街頭活動強化事業、サイバー犯罪対処能力強化事業、事業所暴力団等排除責任者講習事業、特殊詐欺被害防止コールセンター事業を推進いたしました。

このうち、地域の安全を守る街頭活動強化事業につきましては、県下12警察署44交番に交番相談員47人を配置して、一部の業務を交番勤務員にかかわって行わせております。

また、警察本部及び県下10警察署に警察安全相談員18人を配置して、警察官にかかわって多様な警察安全相談を受理しております。

これにより、警察官は警ら活動や捜査活動などの街頭活動を強化し、地域の安全を確保しました。

サイバー犯罪対処能力強化事業につきましては、増加するサイバー犯罪の被害防止を図る目的で、児童や保護者、教育関係者等を対象としたサイバーセキュリティカレッジを253回開催するとともに、サイバー犯罪に迅速、的確に対応

するため、スマートフォン用解析装置の整備などを行いました。

事業所暴力団等排除責任者講習事業につきましては、各事業所で選任された責任者に対し、暴力団等反社会的勢力による不当要求等の被害防止を図るため、その対応要領の教示を目的として、事業所暴力団等排除責任者講習を30回開催しました。

特殊詐欺被害防止コールセンター事業につきましては、平成27年度から開始しておりまして、平成29年度も引き続き特殊詐欺の被害防止を図るため、被害を受けるおそれのある県民に対して、業務を委託した民間事業者のオペレーターが、特殊詐欺の手口やその対策について注意喚起の電話を行いました。

次に、基本的方向性の、少年の非行を生まない社会づくりの推進につきましては、主要施策の成果に関する報告書の398ページをごらんください。

主な事業として、表にありますように、少年サポートセンター運営事業、少年に手を差し伸べる立ち直り支援事業、未来を担う少年育成のためのスクールサポーター事業を推進しました。

少年サポートセンター運営事業につきましては、警察本部及び宮崎北警察署を初めとする県内6警察署に設置しております少年サポートセンターを中心としまして、小・中・高校等を対象とした非行防止・薬物乱用防止教室を延べ585回開催しました。

あわせて、犯罪被害等を受けた少年5人を支援の対象として指定し、家庭訪問など継続的な支援を行ったほか、少年相談488件を受理するなど、少年の非行防止と保護活動を推進しました。

少年に手を差し伸べる立ち直り支援事業につきましては、過去に非行があり、かつ、再非行

のおそれのある少年に対し、農業体験やスポーツ活動を通じて社会に溶け込もうとする意欲を醸成するもので、16回開催し、延べ98人の少年が参加しました。

未来を担う少年育成のためのスクールサポーター事業につきましては、県警察の非常勤職員であり、青少年の健全育成の役割を担うスクールサポーター9人を警察本部少年課及び県内7警察署に配置して、小・中・高校等からの相談受理や助言、パトロール活動等を行い、学校内外における少年の非行防止と子供を犯罪から守る活動を推進しました。

次に、基本的方向性の、被害者支援活動の推進につきましては、主要施策の成果に関する報告書の主な事業として、398ページの表の下から2番目以降にありますとおり、犯罪被害者援助団体への業務委託事業、犯罪被害者支援推進事業を実施しました。

犯罪被害者援助団体への業務委託事業につきましては、公益社団法人みやぎき被害者支援センターに対しまして、広報啓発活動やカウンセリング事業等を委託し、電話、面接相談受理や付き添い等の直接支援を464回、専門家によるカウンセリングを32回実施しました。

次に、犯罪被害者支援推進事業につきましては、犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、診断書料や初診料等の医療費等52件を公費によって負担するとともに、被害者の病院付き添い、事件後の相談受理等の被害者支援を284件実施するなど、積極的な被害者支援に努めました。

続きまして、399ページをごらんください。

施策の進捗状況であります。上の表にありますとおり、刑法犯認知件数につきましては、平成29年は4,990件で、前年より356件減少しております。

また、非行防止教室の開催回数につきましては、平成29年は585回で、前年より92回多くなっております。

さらに、特殊詐欺認知件数につきましては、平成29年は39件と目標値に届かず、前年と比較して12件増加しておりますが、被害総額は約8,800万円減少しております。

次に、施策の成果等についてであります。主な事業について要約しますと、①の犯罪抑止対策につきましては、本部及び各警察署において、住宅対象侵入窃盗対策、子供・女性の安全・安心確保対策、特殊詐欺（うそ電話詐欺）対策及び自転車盗対策等を掲げた犯罪抑止計画を策定して、犯罪の抑止対策を推進しました。

また、被害の未然防止のための情報発信や防犯意識の啓発、地域住民等による自主防犯活動等の活性化を積極的に推進しました。

これらの施策の成果もあって、先ほど申し上げましたとおり、平成29年の刑法犯の認知件数は、前年と比較して356件減少したほか、刑法犯認知件数の約7割を占める窃盗犯のうち、自転車盗については、前年に比べて100件以上減少しております。

なお、中ほどの表は、刑法犯認知件数等について、宮崎県と同規模県との比較をしたものであります。

次に、②のサイバー犯罪対策につきましては、サイバーセキュリティカレッジの開催等の広報、啓発活動の推進により、サイバー空間の脅威に立ち向かう社会全体の機運の醸成が図られました。

また、スマートフォン用解析装置等の資器材を整備して、サイバー犯罪に迅速、的確に対応する捜査環境を整備するとともに、捜査員に対する研修会の開催等により、捜査員のサイバー

犯罪捜査等対処能力の向上が図られました。

次に、400ページに移りまして、④の特殊詐欺（うそ電話詐欺）被害防止対策につきましては、特殊詐欺被害防止コールセンターの運用、穏やかなまちづくり広報大使による被害防止キャンペーン、各種メディアを活用した広報啓発や防災メールを利用した情報発信等により、特殊詐欺の現状や手口、対処要領等について注意喚起を行いました。

これらの施策の成果もあって、先ほども申し上げましたとおり、被害総額は、前年と比較して約8,800万円減少しております。

また、金融機関や宅配物取扱業者、コンビニエンスストア等と連携した被害防止対策により、平成29年中に、合計で43件、約2,413万円の特殊詐欺（うそ電話詐欺）被害を未然に防止することができました。

中ほどの表は、特殊詐欺の認知件数等について、宮崎県と同規模県との比較をしたものであります。

次に、⑤の少年の非行防止と保護総合対策につきましては、少年警察ボランティアと連携した少年補導活動のほか、学校や教育事務所等と連携した非行防止教室等の開催、スクールサポーターによる問題の認められる少年に関する相談、指導を行いました。

また、インターネットの違法・有害情報対策として、情報モラル教育に重点を置いた非行防止教室の開催やフィルタリング普及の取り組みを推進しました。

これらの施策の成果もあって、平成29年中の犯罪少年の総数は298人で、前年と比較して3人増加しているものの、5年前の犯罪少年数と比較すると大幅な減少となっています。

続きまして、401ページから次の402ページに

かけては、平成25年以降の刑法犯認知件数等の関係資料であります。説明につきましては割愛させていただきます。

403ページをごらんください。

施策の柱である（2）交通安全対策の推進であります。当該施策の目標は、県民一人一人の交通安全意識の高揚が図られるとともに、安全で円滑、快適な交通環境が整備されること等により、交通事故のない安全で安心な社会を目指すものでありまして、平成29年度決算特別委員会資料の1ページに記載されております基本的方向性として、交通安全意識の高揚、安全な交通環境の整備の2つを掲げております。

このうち、交通安全意識の高揚につきましては、主な事業として、主要施策の成果に関する報告書の403ページの表にありますように、交通安全指導員委託事業、高齢者のための交通安全対策事業、レーダースピードメーター更新整備事業、放置駐車違反処理・管理システム等整備事業を推進いたしました。

交通安全指導員委託事業につきましては、一般財団法人宮崎県交通安全協会への委託事業でありまして、県下53人の交通安全指導員による高齢者宅訪問指導や歩行環境シミュレータを活用した交通安全教育、通学路や交通量の多い道路における子供や高齢者への通行誘導活動などを行ったところであります。

高齢者のための交通安全対策事業につきましては、高齢者の交通事故を防止するため、民間委託による交通安全教育隊が、ドライビングシミュレータ等を搭載した交通安全教育車を活用して、県内各地で出前型の交通安全講習会を行うとともに、県内10地区の自動車学校において、高齢運転者を対象とした運転技能審査会を開催するものでありまして、高齢者を対象とした参

加、体験、実践型の安全教育を行いました。

レーダースピードメーター更新整備事業につきましては、速度違反取り締まりに使用するレーダースピードメーターの整備であります。

また、放置駐車違反処理・管理システム等整備事業につきましては、放置駐車違反に関する情報を処理、管理するシステムの整備等を行うものでありまして、ともに効果的な交通違反取り締まりを行うことを目的とし、ドライバーの交通法規の遵守を図ることで、交通事故の抑止に資するものであります。

次に、基本的方向性の安全な交通環境の整備につきましては、主要施策の成果に関する報告書の主な事業として、403ページの表の一番下にありまして、交通安全施設整備事業を実施しました。

交通安全施設の整備につきましては、平成29年度は14基の信号機を新設したほか、交通管制システムの更新や信号機のLED化及び信号柱の鋼管柱化等により、歩行者、車両運転者の安全性、快適性の確保を図ったところであります。

次に、404ページをごらんください。

施策の進捗状況であります。表にありますように、交通事故死者数につきましては、平成29年は42人で、前年より3人減少し、交通事故死傷者数につきましては、平成29年は9,293人で、前年より1,032人減少しております。

次に、施策の成果等について要約しますと、まず、①の交通安全指導員につきましては、各種交通安全意識の啓発活動に取り組んだところですが、これらの取り組みにより、子供の事故については減少傾向にあり、一定の成果が見られるところであります。

しかしながら、高齢歩行者の死亡事故は依然として高い割合で推移していることから、今後

も交通安全指導員による交通安全活動を継続して実施していく必要があります。

次に、②の高齢者のための交通安全対策につきましては、交通安全教育隊による出前型の交通安全講習会を県内各地で開催するなど、参加、体験、実践型の安全教育を強力に推進したところ、平成29年中の高齢者死亡者数は20人と、前年に比べ10人減少するなど、一定の成果を上げております。

また、全死者に占める高齢死者の割合は47.6%と全国平均を7.1ポイント下回ってはいるものの、高齢者の交通事故防止対策は本県の重要課題となっておりますので、今後も本施策を継続して実施していく必要があります。

続きまして、404ページの下から次の405ページにかけての表は、平成25年以降の交通安全教室の実施回数等の関係資料であります。資料の説明につきましては割愛させていただきます。

以上で、平成29年度主要施策の成果に関する報告についての説明を終わります。

最後になりますが、監査における指摘事項につきましては、最初にごらんいただきました、平成29年度決算特別委員会資料の7ページに記載しておりますとおり、特にございませんでした。

注意事項につきましては、8ページに記載しております。

注意事項に対する改善につきましては、関係法令を遵守させ、適正な会計業務に努めてまいります。

以上でございます。

○渡辺主査 執行部の説明が終了いたしました。

質疑はございませんでしょうか。

○図師委員 委員会資料の6ページ、交通安全指導員の委託料の不用額で、指導員の方が産休、

育休に入られているという説明がありました。実際に何人がお休みになられて、速やかに補充ができなかったものなのかお聞かせください。

○廣澤交通部長 交通安全指導員につきましては、県下53名いらっしゃいますが、29年中の産休、育休等の欠員は10名でございました。そのうち、育児休業等長期にわたる部分につきましては、代替職員等の採用等で補充して、間隙が生じないように対応をとっているところでございます。

○図師委員 指導員に、そういう適齢の方々が多いということで、53人中10人が産休、育休に入られるということですが、10人が休まれて、10人分が補充されたわけではないということですか。

○廣澤交通部長 そうです。そういった事情が生じた際に募集をかけるのですが、10名全てが補充できたというわけではございません。ただし、補充はかけまして、長期の不在には対応しているところでございます。

○図師委員 成果表の中から、397ページのサイバーセキュリティカレッジの開催。非常に回数も多く、参加人数も多いですが、対象が児童やその保護者、教育関係者や企業等ということですが、実際にサイバーセキュリティを強化しなければいけない主な被害例とございますか、企業や教育関係でこういう事例があったので、それらに基づいたカレッジを開催していますなど、主なものを教えていただければ。

○河野生活安全部長 現在、サイバー空間の脅威に関するいろんな諸犯罪については、既に御存じだと思いますけれども、いろんなサイトに入って多額の請求をされるとか、いろいろな犯罪に巻き込まれる。児童買春、児童虐待等のことについても、いろんなサイトを利用して体の

写真等を送らせるとか、いろんな犯罪被害が出ております。それに関して、児童、教育者あるいは家族を含めた対策を総合的にしなければならないと。その過程でも、事業者を巻き込んだフィルタリングや形式的にできる環境をつくっていくために、サイバーセキュリティカレッジを開催しまして、脅威を周知して、犯罪を未然に防いでいくという方針でやっています。

○図師委員 全国的によくニュースになりますが、例えば学校なり、企業もですが、個人情報漏えいにつながるような攻撃、もしくはそれに関する企業情報を引き出すようなサイバーテロ、そういう案件は余りないものですか。

○河野生活安全部長 全国的には確かに企業を対象とした攻撃、いろんな不正アクセスが起こっております。全国的にも不正アクセス禁止法とか、いろんな法整備によって、犯罪を防ぐ、あるいは防御するという施策が施されております。その一つとして、不正アクセス行為の禁止等に関する法律というのがあるのですけれども、この9条には公安委員会に対する援助要求、企業が公安委員会に申し出て、不正アクセスに至った分析とか予防法等を専門の業者に委託して未然防止を図るというものがあります。過去においては、*県警のホームページの改ざんがあったと思いますけれども、これも援助要求を受けて解析をして、対策を練ったという過去の事例もあります。

○図師委員 同じく成果表の398ページですけれども、一番上の項目の少年サポートセンターの運営の中で、支援対象少年指定人員というのが28名挙げられていますが、これはどういう少年が指定の対象となるのか、基準があれば教えてください。

※12ページに訂正発言あり

○今村少年課長 支援対象少年につきましては、過去に非行少年として取り扱った少年の中で、当該少年の非行歴とか補導歴、保護者の監護能力、その他家庭環境、就学・就労状況、交友関係、そうしたものを総合的に勘案して、指定することになっております。

○凶師委員 ささまざまなカテゴリーを総合的に勘案、評価してということですが、28人というのは、対象者がこの程度なのか、もしくはサポートセンターの能力的にこれが限界の数字なのか、そのあたりはいかがですか。

○今村少年課長 少年の意向もありますし、保護者の意向も確認をとりまして、指定をしております。現時点では、上限がこの数というわけではなくて、現在指定している数がこの数であります。

○凶師委員 若年層ほど再犯率も高いと聞きますし、逆に言うと更生率も高いと思われまので、ぜひこのあたりのサポート体制はさらに重厚にされるといいと思っております。

○徳重委員 特殊詐欺の認知件数が、表によると、28年から29年は12件ふえています。被害額としては約8,800万減っているのですけれど、件数がふえたというのはどういう理解をすればいいですか。コールセンター等いろんな形で一生懸命努力されている結果はよくわかるのですが、どういう形の詐欺がふえたのか。新たにふえた原因があるものかどうか、教えてください。

○児島生活安全企画課長 これにつきましては、うそ電話詐欺と申し上げておるのですが、特殊詐欺につきましては、年々犯行の手口にさまざまな変化がございます。うその投資目的等で多額の金を奪うような事案、あるいは料金未納であるという小口のお金をだまし取る事案等々、流れがございまして、件数的にふえたのは額の

少ない事案がふえたところがございます。ただし、表に記載してあるとおり、トータルの被害額は減っているということで、私どもの対応もその手口に合わせた予防措置をとっているところでございます。

○徳重委員 被害額が少なくても、例えば10万欲しい、5万何とかしてくれというようなことで言ってくるケースがあると思います。一番少ない額はどのぐらいからあるものか教えてください。

○児島生活安全企画課長 これにつきましては、被害届で把握している額でございまして、数万円でもだまし取られたという被害で犯罪の裏づけがとれば、それが被害額となります。また、多額の被害につきましても、だましの手口、振り込み状況等を捜査する過程で、被害届を受理して行うということで、額についてはケースバイケースでございます。

○横田委員 398ページのスクールサポーターについてですけど、これは非常勤職員ということでしたが、どういう経歴の方がなるのでしょうか。

○今村少年課長 スクールサポーターにつきましては、現在、宮崎県警では9名の方を委嘱しておりますが、9名全て県警OBとなっております。スクールサポーターとしてどういった人材が適格かということに関しまして、退職警察官その他専門知識を有する人材ということで規定されております。その中で警察OBを採用しているということでございます。

○横田委員 すごい回数を活動されているようですけれど、例えば学校との情報交換なんかは直接出向いて行っただけの情報交換なのか、それとも電話での情報交換なのか。どういう形の情報交換なのでしょう。

○今村少年課長 直接学校を訪問しております。それぞれ自分の担当の学校を常時回っておりますので、その中で直接会って話をしますし、電話等で対応する場合もございます。

○横田委員 スクールサポーターの配置による成果はどのように判断をされていますか。

○今村少年課長 成果につきましては、警察と学校との連絡役、パイプ役としての機能もありますし、これまで警察官としていろいろな経験をしておりますので、それをもとにしたアドバイスを学校側にするとか、児童または保護者の方に対してアドバイスをしていくというように、さまざまところで効果が出ていると考えております。

○横田委員 そういう成果が出ている活動だと思うのですが、回数を見たときに、9名で本当に足りるのだろうかと思えます。もっと増員したほうがいいのではないかという印象を受けたのですが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○今村少年課長 人数につきましては、現在のところは、全国的な平均を見ましても、その数に合っておりますので特に不足は感じていないところです。

○横田委員 9名でこれからも頑張られるということですが、忙しい思いをされるのではないかと思います。ぜひ頑張ってくださいと思います。

レーダースピードメーターの件ですが、これは可搬式のレーダーのことですか。

○廣澤交通部長 今御指摘の可搬式は、平成30年、31年導入予定でございまして、29年は通常の定置式のスピードメーターでございます。

○日高副主査 信号機についてですが、現在400件の要望が入っているということですが、

いろいろな要望があると思えますけれども、年間14基しか新設ができない中で、実際に緊急を要する、本当に必要な要望はどれぐらいあるものでしょうか。

○日高交通規制課長 信号機の設置要望につきましては、御指摘がありましたとおり400件近くあります。この400件の中には、例えばスーパーの前につけてくれとか、生活道路のところにつけてくれとかいうものもありますけれども、この受理件数は今までの総件数でありまして、ことし1年という意味ではありません。この400件を受理した段階で、県民の要望ということでありまして、管轄警察署あるいは受理警察署は現場に行きます。信号機の設置の指針がありますので、歩行者だまりがあるとか、信号柱が設置できるとか、工作できるとか、いろいろな条件を踏まえ、検討して、要望した県民の方にはその都度お答えをしております。400件のうち約9割は設置ができない等ですので、それならばほかの手段でということドットマークをつけたり、交差点マークをつけたり、道路管理者と協議をしまして、さまざまな対策でフォローはしております。約9割が困難だということで、約1割程度が再度本部に上がってくるわけですが、この1割程度を毎年課長以下が現場に行きまして、本当に設置できるのか、必要があるのか、優先順位をつけて設置していくということで、今進めている状況であります。

○日高副主査 例年13件から15件の間で設置されていると思うのですが、この数で十分ということになるのでしょうか。

○日高交通規制課長 例年、信号機については15件前後を新設しております。毎年本部に上がってくるのが四十数件でして、私も実際現場に行きますが、当然設置すべき場所というのはあり

ます。しかし、学校の近くでカーブがあるとか、道幅が狭くて停止線をつけると工作できないとか、歩行者が待つと歩行者だまりができ危ないので設置できないというところが何か所かありまして、これにつきましては、道路管理者が道路改良等をしております。40件程度を毎年見ておりますけれど、その中で優先順位をつけまして、大体15件程度ということです。希望としましては、県民の要望ですので全部つけていきたいというふうには考えておりますけれど、道路管理者と連携を図りながら予算の中で効率的にやっております。

○日高副主査 トータル400件の中で、14件というイメージがあったので、済みません。新設を進めるべきなのか、LED化を先に進めるべきなのか、どちらを優先されるのか。LED化を進める必要がありますか。

○日高交通規制課長 現在2,381カ所に信号機がありますが、信号の耐用年数は19年で、441カ所の信号が耐用年数を過ぎておりますので、この維持管理、更新ということプラス鋼管柱化を含めまして、本県ではまだありませんけれど、信号柱の倒壊ということが全国的にありますので、鋼管柱化プラスLED化。視認性がいいことで事故防止にもつながる、電気代も安い、エコ対策にもなるということで、両方あわせながら、県民の方の要望に応えるための新設と倒壊対策、LED化を、更新を含めて総合的に、効率的にやっているという状況であります。

○渡辺主査 一つ確認ですが、資料の398ページの一覧表の一番下に載っている、犯罪被害者支援推進のところですが、近年の決算額は100万円ちょっとで推移をされていて、予算額はこれまでも183万円ぐらいで来ていたのが、30年度は予算額が294万円と大きくふえていますけれども、こ

れは何か対象となる案件の拡大や充実があったとか、どういう理由で決算額と大分差があり、30年度の予算額が大きくなっているのでしょうか。

○大塚警務部長 30年度の予算額が大幅にふえているのは、29年度につきましては、不用額を補正予算でお返ししているものですから、そのために29年度の予算額が減っております、当初予算と比較すると、大きな差異はない状況でございます。

○渡辺主査 実態としては毎年変わっていないということに理解していいですか。

○大塚警務部長 そのとおりでございます。

○渡辺主査 ほかにいかがでしょうか。

○河野生活安全部長 私の発言の中で、県警のホームページではなく、県議会事務局のホームページの改ざんが正しいので、訂正させていただきます。

○横田委員 決算とは関係ないのですが、その他でお聞きしたいのですが、先日、江平の五差路交差点が全国一危ない交差点ということで報道がなされましたが、確かに公立大学のほうから交差点に入る場合、どの車線に入っているかがなかなかわからないということがあると思います。江平五差路に対しての考え方を聞かせください。

○廣澤交通部長 江平五差路につきましては、先般テレビ、新聞報道がなされたところでございます。これにつきましては、江平五差路が国道と市道とが交わる変形五差路であるということで、以前、左折車両が横断中の歩行者、自転車を巻き込む事故が多かったということで、交差点の改良を道路管理者と協議いたしまして、道路改良が済んだところでございます。道路改良の主な特徴としては、歩車分離の導入であるとか、車線の変更、そういったところを導入い

たしました。変更当初はかなりの戸惑いも見られて、混雑もしていたかと思いますが、2年以上がたち、最近では特に混雑している苦情もなく、スムーズに推移しているのかなとっております。ただ、車線数がふえて、青ではなく、矢印によって信号調整を行っておりますので、あの道路に行きなれていない方が事前に自分が行きたいところの通行区分を把握できずに、交差点の直近で戸惑われたりということが多少あるかとは思いますが、この改良後、懸念されていた巻き込み等による人身事故等も減っておりますので、効果は出ているのではないかなと考えております。江平五差路は宮崎市内の主要交差点の中の重要な交差点であると我々も認識しておりますので、今後、いろんな意見等ございましたら、前向きに道路管理者等と協議しながら検討に向けて進めてまいりたいと考えているところでございます。

○横田委員 マスコミにああいう形で出たということは、やっぱりそれだけ事故も多発しているのだらうと思っておりますので、引き続き、できるだけいい方向に改良できるように検討していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○渡辺主査 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺主査 それでは、以上をもって、警察本部を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時0分休憩

午後2時4分再開

○渡辺主査 分科会を再開いたします。

平成29年度宮崎県電気事業会計決算等について、執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○図師企業局長 企業局でございます。よろしく申し上げます。

説明に入ります前に、1件御報告をいたします。

さきの台風24号による被害の状況についてでございます。

地域振興事業に係る一ツ瀬川県民ゴルフ場についてでございますが、一昨日、9月30日に全面冠水いたしました。土砂や流木等が流入したため、現在、全面休業を余儀なくされております。

昨日より、指定管理者においてコースの復旧作業を開始したところでございますが、私ども企業局も指定管理者と十分に連携いたしまして、一日も早い営業再開に向けて取り組んでまいります。どうぞよろしくごお願い申し上げます。

それでは、座って説明させていただきます。

お手元に配付しております平成29年度公営企業会計決算審査資料をごらんください。

めくっていただきまして、表紙の裏に目次がございます。

本日は、1の提出議案関係3件と2の監査結果報告書指摘事項等について御説明いたします。

なお、議案書の該当ページを記載しておりますが、説明につきましては当資料により行わせていただきます。

今回提出しております議案は、1の2つ目の丸印からでございます。

議案第20号「平成29年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について」、議案第21号「平成29年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、議案第22号「平成29年度宮崎県地域振興事業会計利益の処分及

び決算の認定について」の3件でございます。

これらは、3つの事業会計ごとに、地方公営企業法第32条第2項の規定により、利益の処分について県議会の議決を求めますとともに、同法第30条第4項の規定により、決算について認定をお願いするものであります。

資料の1ページをごらんください。

私からは、各事業の決算概要について、対前年度比で御説明いたします。

平成29年度の決算につきましては、各事業とも純利益を計上しております。

まず、電気事業であります。

供給電力量は、前年度と比べ降水量が少なかったことから、前年度対比で95.2%となりましたが、後ほど御説明いたします目標は達成したところであります。

なお、決算は、前年度にありました有価証券売却益が平成29年度はなかったことにより、事業収益が減少し、一方、修繕費の増により事業費が増加したことから、前年度より減収減益となっております。

具体的には、(2)の決算額の太枠で囲んでおりますとおり、純利益の実績が7億6,626万円余となり、前年度対比で88.6%となっております。

次に、工業用水道事業であります。

常時使用水量は、前年度と比べ、一部ユーザーにおいて使用水量の増減があったことから、前年度対比で98.7%となりました。

なお、決算は、有価証券売却益分の減により事業収益は減少したものの、修繕費の減などにより事業費が減少したことから、前年度より減収増益となっております。

具体的には、(2)の決算額の太枠で囲んでおりますとおり、純利益の実績が9,925万円余となり、前年度対比で162.3%となっております。

2ページをごらんください。

次に、地域振興事業であります。

ゴルフコース利用者数は、天候不順や台風の影響等から、前年度対比で98%となっております。

なお、決算は、固定資産除却費の減により事業費が減少したものの、有価証券売却益分の減による事業収益の減少がより大きかったことなどから、前年度より減収減益となっております。

具体的には、(2)の決算額の太枠で囲んでおりますとおり、純利益の実績が259万円余となり、前年度対比で79.5%となっております。

詳細につきましては総務課長から説明させていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

私からは、以上でございます。

○奥総務課長 それでは、引き続き御説明いたします。

資料の3ページをごらんください。

議案第20号、平成29年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

まず、1の事業の概況でございますが、ダム地点の降水量が過去30年平均の94.3%と降雨に恵まれなかったものの、効率よく発電に利用できた結果、下の(1)の供給電力量は、表の太枠の年度計の欄にありますとおり、目標5億309万5,000キロワットアワーに対し、実績5億4,332万8,000キロワットアワーで、達成率は、目標の108%となっております。

なお、目標につきましては、過去30年の供給電力量実績の平均値により算定いたしております。

(2)の電力料金収入は、太枠の年度計の欄にありますとおり、目標43億5,913万円余に対し、実績44億48万円余で、達成率は100.9%となっております。

おります。

4ページをお開きください。

2の決算報告書であります。

この報告書は予算額と比較するため、決算額も消費税込みとなっております。

なお、参考までに表の備考欄に決算額のうち消費税額及び地方消費税額を記載しております。

まず、(1)の収益的収入及び支出であります。①の収入をごらんください。

表の太枠の事業収益は、予算額50億4,944万円余に対し、決算額52億286万円余で、1億5,342万円余の増となっております。

これは、主に九州電力の株式配当金により財務収益がふえたことによるものであります。

②の支出をごらんください。

表の太枠の事業費は、予算額49億4,018万円余に対し、決算額43億9,871万円余であります。

繰越額は116万円余で、6月の常任委員会で報告いたしました、綾第一発電所発電機自動制御装置の撤去費用であります。

また、不用額は、県土整備部が実施いたします多目的ダムの修繕工事に対する負担金など、5億4,030万円余となっております。

5ページをごらんください。

(2)の資本的収入及び支出であります。これは、事業収益を得るために必要な資産等に係る収支をあらわすものであります。

①の収入をごらんください。

表の太枠の資本的収入は、予算額6億7,329万円余に対し、決算額6億7,084万円余となっております。

②の支出をごらんください。

太枠の資本的支出は、予算額31億3,428万円余に対し、決算額19億9,228万円余であります。

繰越額は4億1,073万円余で、6月の常任委員会で報告いたしました建設改良費の繰り越しや継続費の繰り越しであります。

また、不用額は、県土整備部が実施いたします多目的ダム改良事業への負担金など、7億3,127万円余となっております。

欄外の米印の2つ目をごらんください。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、減債積立金や地方振興積立金等で補填したところであります。

6ページをお開きください。

3の損益計算書であります。

①の収益の部をごらんください。

太枠の収益合計は48億4,495万円余となっております。主なものは営業収益の電力料であります。

②の費用の部をごらんください。

太枠の費用合計は、40億7,868万円余となっております。主なものは営業費用の水力発電費であります。

収益合計から費用合計を差し引きいたしました当年度純利益は、7億6,626万3,163円となっております。

この純利益に、その下の行のその他未処分利益剰余金変動額の2億8,354万9,728円——これが減債積立金の取り崩し額であります——を加えました当年度未処分利益剰余金は、10億4,981万2,891円となります。

7ページをごらんください。

4の貸借対照表であります。

表の左側をごらんください。

一番上の発電設備等の固定資産は、309億6,491万円余、下のほうを見ていただきまして流動資産がございしますが、現金等の流動資産は223億8,508万円余となっており、表の一番下の資産合計は、533億5,000万円余となっております。

表の右側をごらんください。

一番上の長期借入等の固定負債は、35億8,189万円余、短期借入等の流動負債は38億6,547万円余、固定資産取得の際に受けた補助金などの繰延収益は9億636万円余で、負債合計は83億5,373万円余となっております。

その下の資本金は275億4,742万円余、積立金等の剰余金は125億2,857万円余、評価・換算差額等——これは有価証券の時価評価額と取得価格との差額でございますが、これが49億2,027万円余で、資本合計は449億9,627万円余となっております。

この結果、表の一番下の負債・資本合計は、533億5,000万円余となっております。

8ページをお開きください。

5の剰余金処分案であります。

未処分利益剰余金の処分につきましては、表中の未処分利益剰余金10億4,981万2,891円のうち、処分案のとおり、資本金に減債積立金の取崩額2億8,354万9,728円を組み入れることとし、当年度の純利益分といたしまして、欠損時の補填財源となる利益積立金に3億5,000万円、地域振興のための財源となります地方振興積立金に1億9,477万9,801円、将来の設備投資に備えるための建設改良積立金に2億1,148万3,362円、緑のダム造成事業積立金に1,000万円をそれぞれ積み立てたいと考えております。

参考といたしまして、下の表にそれぞれの処分案によります処分後の残高を示しております。

9ページをごらんください。

議案第21号、平成29年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

まず、1の事業の概況であります。一部ユーザーにおいて増減があったものの、(1)の給

水状況は、太枠の年度計の欄にありますとおり、基本使用水量3,583万6,000立方メートルのうち、常時使用水量の目標1,993万5,000立方メートルに対し、実績は同じとなっております。達成率は100%となっております。

その結果、(2)の給水料金収入は、太枠の年度計の欄にありますとおり、目標3億273万円に対し、実績3億272万円余で、達成率も100%となっております。

10ページをお開きください。

2の決算報告書であります。

(1)の収益的収入及び支出であります。

①の収入をごらんください。

太枠の事業収益は、予算額3億7,514万円余に対し、決算額3億9,069万円余で、1,555万円余の増となっております。

これは、主に引当金戻入によります営業外収益の増に伴うものであります。

②の支出をごらんください。

太枠の事業費は、予算額3億6,324万円余に対し、決算額2億9,137万円余、不用額は送水管等の修繕費など7,186万円余となっております。

11ページをごらんください。

(2)の資本的収入及び支出であります。

①の収入ですが、工業用水道事業会計の資本的収入はございません。

②の支出をごらんください。

太枠の資本的支出は、予算額1億3,089万円余に対し、決算額6,939万円余で、不用額は、予定していた工事の入札不落等によりまして、6,149万円余となっております。

欄外の米印をごらんください。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、減債積立金や借入金償還積立金等で補填したところあります。

12ページをお開きください。

3の損益計算書であります。

①の収益の部をごらんください。

表の太枠の収益合計は3億6,643万円余となっており、主なものは、営業収益の給水収益であります。

太枠の②の費用の部をごらんください。

費用合計は、2億6,718万円余となっており、主なものは、営業費用の運転費であります。

収益合計から費用合計を差し引きました当年度純利益は、9,925万4,417円となっております。

また、この純利益に、その下の行の減債積立金等の取崩額であります、その他未処分利益剰余金変動額6,851万8,705円を加えました、当年度未処分利益剰余金は、1億6,777万3,122円となります。

13ページをごらんください。

4の貸借対照表であります。

表の左側をごらんください。

一番上の浄水場施設や送水管等の固定資産は、20億8,333万円余、流動資産は22億1,412万円余となっており、表の一番下の資産合計は42億9,745万円余となっております。

表の右側をごらんください。

固定負債は22億785万円余、流動負債は1億1,351万円余、繰延収益は4億6,504万円余で、負債合計は27億8,641万円余となっております。

また、資本金は4億4,052万円余、剰余金は10億7,051万円余で、資本合計は15億1,104万円余となっております。

この結果、表の一番下の負債資本合計は、42億9,745万円余となっております。

14ページをお開きください。

5の剰余金処分案であります。

未処分利益剰余金の処分につきましては、表

中の未処分利益剰余金1億6,777万3,122円のうち、資本金に借入金償還積立金等の取崩額6,851万8,705円を組み入れることとし、借入金償還積立金に当年度純利益分9,925万4,417円を積み立てたいと考えております。

参考といたしまして、下の表に処分案による処分後残高を記載しております。

15ページをごらんください。

議案第22号、平成29年度宮崎県地域振興事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

まず、1の事業の概況であります。天候不順や台風の影響等により、(1)のゴルフコース利用状況は、太枠の年度計の欄にありますとおり、年間利用者数が、目標3万3,500人に対し、実績は平日・休日の合計で2万9,840人、達成率は89.1%となっております。

(2)の施設利用料収入は、指定管理者からの納付金2,000万円となっております。

16ページをお開きください。

2の決算報告書であります。

(1)の収益的収入及び支出であります。

①の収入をごらんください。

太枠の事業収益は、予算額2,455万円余に対し、決算額2,474万円余で、19万円余の増となっております。

これは、主に受取利息などの営業外収益の増に伴うものであります。

②の支出をごらんください。

太枠の事業費は、予算額2,352万円余に対し、決算額2,186万円余、不用額166万円余となっております。

17ページをごらんください。

(2)の資本的収入及び支出であります。

①の収入をごらんください。

太枠の資本的収入は、出資金返還金の70万円となっております。

②の支出をごらんください。

太枠の資本的支出は、予算額1,725万円余に対し、決算額1,380万円余で、入札の執行残等による不用額は344万円余となっております。

欄外の米印をごらんください。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、借入金償還積立金や過年度分損益勘定留保資金等で補填したところであります。

18ページをお開きください。

3の損益計算書であります。

①の収益の部をごらんください。

太枠の収益合計は2,314万円余となっており、主なものは、営業収益の施設利用料であります。

②の費用の部をごらんください。

太枠の費用合計は2,055万円余となっており、主なものは、営業費用の施設管理費であります。

収益合計から費用合計を引きました当年度純利益は、259万7,671円となっております。

この純利益に、借入金償還積立金取り崩しであります、その他未処分利益剰余金変動額996万7,628円を加えました、当年度未処分利益剰余金は1,256万5,299円となります。

19ページをごらんください。

4の貸借対照表であります。

表の左側をごらんください。

ゴルフコース等の固定資産は6億6,753万円余、流動資産は2億2,763万円余となっており、表の一番下の資産合計は、8億9,517万円余となっております。

表の右側をごらんください。

固定負債は7億4,359万円余、流動負債は1,428万円余、繰延収益は144万円余で、負債合計は7億5,932万円余となっております。

資本金は8,558万円余、剰余金は5,025万円余、資本合計は1億3,584万円余となっております。

この結果、表の一番下の負債・資本合計は、8億9,517万円余となっております。

20ページをお開きください。

5の剰余金処分案であります。

未処分利益剰余金の処分につきましては、表中の未処分利益剰余金1,256万5,299円のうち、処分案のとおり、資本金に借入金償還積立金取崩額996万7,628円を組み入れることとし、借入金償還積立金に当年度純利益分259万7,671円を積み立てたいと考えております。

参考といたしまして、下の表に処分案によります処分後残高を示しております。

21ページをごらんください。

参考までに、平成29年度における、企業局から知事部局等への経費支出額を記載しておりますが、一般会計への繰出金や多目的ダム管理費など、合計21億円余を支出いたしております。

最後に、22ページをごらんください。

2の平成29年度企業局に係る監査結果報告書指摘事項等ではありますが、指摘事項等はございませんでした。

監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

説明は以上でございます。

○渡辺主査 執行部からの説明が終了いたしました。

質疑はございませんでしょうか。

○横田委員 3ページの電気事業ですが、降水量が平均の94.3%と恵まれなかったけれども、効率よく発電に利用できたから増収になったということですが、具体的に効率よい発電というのは、どういうことでしょうか。

○奥総務課長 台風ですとか、大雨ですとか、

出水が予想されるときには、事前に発電をしまして、ダムを水量を下げて、できるだけ放流して、水を捨てることのないよう、貴重に使うといった取り組みをしております。

○横田委員 素人的な考えですけど、降水量が100%以上になったときは、同じような運用の仕方をすればもっと上がるということですか。

○奥総務課長 雨の降り方もございまして、ダムがほぼ満水のときに水が一気に降ってくれば、水を全部捨てないといけないような状況になります。ただ、雨の降り方が少しずつであれば、その分水を捨てないで活用できるといったこともございますので、そういった運用は注意しています。プラスして雨の降り方というのも関係してくるのではないかと考えております。

○徳重委員 ゴルフ場にありますが太陽光発電の収入はどこに入りますか。

○奥総務課長 太陽光発電の収入は、附帯事業収入ということになります。本事業のほうは水力発電に使う電気料でございまして、太陽光発電と小水力発電につきましては附帯事業ということになります。

○徳重委員 小水力発電と太陽光発電、2つの附帯事業はどれぐらいの収入になっていますか。

○奥総務課長 4ページの収益的収入及び支出の①の収入の附帯事業収益のところを見ていただきますと、決算額8,396万8,339円が附帯事業に係る収益でございます。

○徳重委員 附帯事業の利益率というのはどんなものですか。小水力発電、あるいは太陽光発電、それぞれどれぐらいの割合の利益率か。耐用年数やいろいろと計算されて設置されたわけですから、間違いなく儲かっているということですか。

○奥総務課長 発電量で見ますと、本事業の水

力発電の5億4,000万キロワットアワーに対しまして、小水力発電は252万2,000キロワットアワー、太陽光発電は21万8,000キロワットアワーということで、発電量にいたしますと、小水力発電、太陽光発電につきましてはかなり低いといえますか、発電量はそれほど多くない状況であります。

しかしながら、料金の単価でいいますと、小水力発電と太陽光発電につきましては、固定価格買い取り制度を活用しておりますので、水力発電の単価8.57円というところが、小水力発電ですと22.17円、あるいは29円ということで若干高い。それから、太陽光発電につきましては22.22円と36円ということで、場所によって、若干違いますが高い単価になっているところであります。

○徳重委員 最後にしますが、最初設置することを決められて、事業をずっとやられているわけですが、これだけの収入があるという前提でされたと思うんです。小水力発電と太陽光発電は、それぞれ予定どおり推移していると理解していいのでしょうか。

○奥総務課長 小水力発電につきましては、例えば祝子第二発電所と酒谷発電所の2カ所があります。

酒谷発電所につきましては、28年の11月から運用を開始しております。ここは予定どおり目標を達成しております。ただ、祝子第二発電所の小水力発電所のほうはごみの目詰まりが若干多いというところで、年間ずっと発電できている状況ではありませんので、少し目標を割っている状況であります。

太陽光発電のほうは、もともと太陽光発電が導入されるときに企業局のほうで率先して導入しようということで導入した電力でございまし

て、発電量は多くありませんが、予定どおり発電をしている状況でございます。

○河野委員 電気事業会計の成果については幾つかわかったんですけど、29年度の決算を見て課題は何かございますか。

○奥総務課長 電気事業につきましては、監査委員の監査報告書にもございましたが、一応、監査委員御指摘のとおり、引き続き純利益を計上しておりまして、健全経営を維持しているところであります。

しかしながら、今後も電力システム改革の動向等を注視しながら健全経営に努めて、本県の産業経済の振興と県民福祉の増進をさらに図ってほしいという意見がございました。

○河野委員 具体的な課題というのは上がっていないのでしょうか。

○奥総務課長 具体的な課題はたくさんあるわけですが、やっぱり一番大きいのは昨今の電力システム改革に今後どのように対応していくかというところでございます。

また、今後10年間のうちに、これまでに古くなった発電設備等を一括して更新していく大規模改良工事を3つほど控えております。その工事にはかなりのお金がかかりますので、この10年間のうちに財源を確保しながら設備を改良していくこともございます。

○図師委員 資料の6ページ、損益計算書の中に財務収益があり、その中に受取配当金や受取利息とあるんですが、受取配当金が九電の株からの配当金というのは理解できるんですけども、その下にあります受取利息の有価証券等からの利息、これはどのような商品を取り扱っていらっしゃるのでしょうか。

○奥総務課長 企業局におきましては、債券のほうは国債と地方債を扱っております。

○図師委員 その下の基金収益はどのような内容ですか。

○奥総務課長 電気事業におきましては、この受取利息、基金収益、まとめて149億円ほど一括して債券運用しているところでございます。

この受取利息の有価証券利息のところには、「など」と書いてありますが、こちらのほうは大口預金が入っておりますけれども、委員御指摘の基金収益のほうは、国債、地方債一括でございまして。

○図師委員 この資料だけでは割合とか、なぜ、「など」という表現で分けなければいけないのかちょっとわからないんですが、要は聞きたいのは、こういう投資をしていく、また国債なり地方債にお金を預けるということは、ここでは大きなメリットが出ておりますけれども、中には変動してくる危険性もはらんでいるかと思えます。これは安定的な収益確保のためには、必要な手段であるという理解でよろしいでしょうか。

○奥総務課長 資金運用につきましては、まず支払うための準備金を確保するということが一番でございます。そして、余剰資金がある場合は、なるべく資金運用で利益を上げていくというような考えでございまして、債券につきましては、国債あるいは地方債は国がその元金等利息を保証しているものでありますから、安全だということで我々も活用しているところでございます。

○図師委員 資料でいうと12ページ、同じような内容ですが、工業用水道事業の営業外収益の有価証券等の利息というのも国債なり、地方債の活用でよろしいでしょうか。

○奥総務課長 委員御指摘のとおりでございまして、工業用水道事業も地域振興事業も余剰金

ができたときには電気事業の中にそのお金を繰り入れまして、電気事業で一体として運用しているというようなことでございますので、中身は一緒でございます。

○**図師委員** わかりました。

○**渡辺主査** ほかよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡辺主査** それでは、以上で企業局の審査を終了いたします。

大変お疲れさまでした。暫時休憩します。

午後2時44分休憩

午後2時45分再開

○**渡辺主査** 分科会を再開いたします。

あす3日水曜日の分科会は午前10時に再開とし、教育委員会の審査を行うことといたしますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、本日の分科会を終了いたします。

午後2時46分散会

平成30年10月3日(水曜日)

美術副館長 加塩美昭
総合博物館長 黒木義博

午前9時58分再開

出席委員(6人)

主 査 渡 辺 創
副 主 査 日 高 陽 一
委 員 徳 重 忠 夫
委 員 横 田 照 夫
委 員 河 野 哲 也
委 員 関 師 博 規

欠席委員(1人)

委 員 中 野 廣 明

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教 育 長 四 本 孝
副 教 育 長 武 田 宗 仁
教 育 次 長 吉 田 郷 志
(教育政策担当)
教 育 次 長 金 子 文 雄
(教育振興担当)
教 育 政 策 課 長 中 嶋 亮
財 務 福 利 課 長 柚 木 崎 誠 一 朗
育 英 資 金 室 長 重 盛 俊 郎
高 校 教 育 課 長 川 越 淳 一
義 務 教 育 課 長 黒 木 貴
特 別 支 援 教 育 課 長 酒 井 裕 市
教 職 員 課 長 黒 木 健 一
生 涯 学 習 課 長 後 藤 克 文
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 萩 尾 英 司
高 校 総 体 推 進 課 長 米 丸 麻 貴 生
文 化 財 課 長 谷 口 武 範
人 権 同 和 教 育 課 長 鎌 田 剛 史
図 書 館 長 金 子 洋 士

事務局職員出席者

政策調査課主査 甲斐健一
議事課主任主事 石山敬祐

○渡辺主査 分科会を再開いたします。

それでは、平成29年度決算について、執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○四本教育長 教育委員会でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

最初に御礼を申し上げます。9月22日に開催されました第40回宮崎県高等学校総合文化祭の総合開会式には、渡辺委員長を初め、委員の皆様にご臨席をいただきました。この場をおかりいたしまして、厚く御礼を申し上げます。

次に、説明に入ります前に、先日の台風24号に関して、県内の学校の被害状況等についてでございます。児童生徒及び教職員に係る人的被害ではありますが、これまで被害報告は入っていないところであります。県立学校における施設の被害状況ではありますが、渡り廊下、駐輪場、ごみ置き場等の屋根の一部破損やグラウンドのネット、温室ハウスのガラスの破損など、小規模の被害が複数件ございました。

なお、一部の市町では、停電等のために休校の措置をとった小中学校がございました。今後も市町村や関係機関との連携をさらに進めながら、自然災害発生時の児童生徒や学校施設等の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

ここからは座って説明させていただきます。

それでは、平成29年度決算につきまして御説

明申し上げます。

お手元の決算特別委員会資料をごらんください。

表紙をおめくりいただきまして、見開きの1、2ページでございます。

それでは、平成29年度未来みやざき創造プラン（長期ビジョン）に基づく施策の体系表により、主要施策につきまして御説明をいたします。

教育委員会では、体系表の左上にありますように、宮崎県総合計画、未来みやざき創造プランの3つの分野別の施策の中で、人づくりに係る部門別計画として、第二次宮崎県教育振興基本計画を策定しております。この計画は、5つの施策の目標で構成し、各施策ごとに右側に掲げております事業に取り組んだところでございます。

続きまして、3ページをごらんください。教育委員会全体の平成29年度歳出決算の状況でございます。

まず、一般会計であります。表の下から5段目の網掛けの行、一般会計の計の欄をごらんください。予算額1,060億4,782万3,565円、支出済額1,050億7,818万3,953円、不用額9億6,963万9,612円、執行率99.1%でございます。

次に、特別会計であります。表の下から4段目と3段目の括弧内に示しておりますが、県立学校実習事業及び育英資金の特別会計でございます。下から2段目の網掛けの行、特別会計の計の欄をごらんください。予算額18億6,404万7,000円、支出済額11億7,855万1,780円、不用額6億8,549万5,220円、執行率63.2%であります。

最後に、資料の31ページをごらんください。

監査結果報告書における指摘事項及び注意事項等を記載しております。これらの指摘事項等

に対しましては、直ちに改善を図ったところでございます。

また、お手元の別冊でございますが、平成29年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書におきまして、1件の審査意見がありましたので、これにつきましては、後ほど関係課長から説明を申し上げます。

私からの説明は以上であります。詳細につきましては、それぞれ担当課・室長が説明をいたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○中嶋教育政策課長 教育政策課の決算等につきまして、御説明いたします。

お手元の決算特別委員会資料の教育政策課のインデックスのところ、4ページをお開きください。

一番上の（款）教育費の欄であります。平成29年度の教育政策課の一般会計予算額は31億8,212万4,000円、支出済額は31億6,848万8,039円、不用額は1,363万5,961円、執行率は99.6%となっております。

このうち目の不用額が100万円以上のものにつきまして御説明いたします。中ほどにあります（目）事務局費の不用額が725万7,662円となっております。主なものは、事務局職員の職員費などの執行残であります。

次に、5ページをお開きください。

ページの中ほどにあります（目）社会教育総務費の不用額が381万8,648円となっております。これは、事務局職員の職員費の執行残であります。次に、その下にあります（目）保健体育総務費の不用額が124万7,435円となっております。こちらも事務局職員の職員費の執行残であります。

なお、目の執行率で90%未満のものはござい

ません。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。お手元の主要施策の成果に関する報告書の教育政策課のインデックスのところ、355ページをお開きください。

2、未来を担う人財が育つ社会の(1) 県民総ぐるみによる教育の推進についてであります。ページの中ほどの表にありますテレビ教育広報であります。一番右側の主な実績内容等にありますように、MRTで、「みらい・みやざき・まなび隊」を年53回、UMKで「のびよ!みやざきっ子」を年16回放映し、教育行政に関する情報発信を行ったところであります。

この事業によりまして、表の下の施策の成果等にも記載しておりますが、映像を効果的に活用した、より多くの県民が視聴できるテレビ広報の効果は大きいものと考えております。

今後とも、タイムリーな情報を定期的に発信することで、県民総ぐるみによる教育の推進を図っていききたいと考えております。

主要施策の成果につきましては、以上であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。

教育政策課は以上でございます。

○**柚木崎財務福利課長** 財務福利課でございます。

決算特別委員会資料の財務福利課のインデックスのところ、6ページをお願いいたします。

まず、表の一番上をごらんください。一般会計についてであります。予算額38億7,518万6,000円に対しまして、支出済額38億3,942万1,152円、不用額3,576万4,848円でありまして、執行率は99.1%でございます。

このうち、目の不用額が100万円以上のもの及

び執行率が90%未満のものについて御説明を申し上げます。

まず、表の上から5段目をお願いします。(目)事務局費におきまして、不用額が691万1,071円となっております。この主なものは、県立学校の補修工事等に係る入札の執行残であります。

次に、7ページをお願いします。

表の上から2段目、(目)教職員人事費におきまして、不用額が134万3,375円となっております。この主なものは、職員の健康管理事業に係る委託料等が見込みを下回ったことによる執行残であります。

次に、表の下から3段目、(目)恩給及び退職年金費におきまして、不用額が197万9,794円となっております。この主なものは、恩給受給者の死去に伴う恩給支給額の減少によるものであります。

次に、8ページをお願いします。

表の上から3段目、(目)高等学校管理費におきまして、不用額が731万9,668円となっております。この主なものは、県立学校39校の一般運営費等の執行残であります。

次に9ページをお願いします。

表の上から3段目、(目)特別支援学校費におきまして、不用額が135万1,352円となっております。この主なものは、特別支援学校13校の一般運営費等の執行残であります。

次に、表の中ほど、(目)保健体育総務費におきまして、不用額が103万4,289円となっております。この主なものは、学校給食調理業務に係る委託料等が見込みを下回ったことによる執行残であります。

次に、10ページをお願いします。

表の上から4段目、(目)文教施設災害復旧費におきまして、不用額が1,483万7,796円、執行

率が80.4%となっております。これは、支出済額のところにありますように、宮崎農業高校実習林のり面災害復旧工事として6,074万2,204円を執行しておりますが、それ以外に災害復旧に該当する事業が発生しなかったことによる執行残であります。

次に、11ページをお願いします。

会計が変わりまして、一番上の括弧書きにありますように、県立学校実習事業特別会計であります。表の上から4段目、(目)高等学校管理費の不用額が4,232万1,245円、執行率が83.8%となっております。この主なものは、施設設備等の修繕料の執行残や燃料費の節減等によるものであります。

次に、12ページをお願いします。

会計が変わりまして、育英資金特別会計であります。表の上から4段目、(目)事務局費の不用額が6億4,317万3,975円、執行率が59.9%となっております。この主なものは、貸付予算額と実績額の差額によるものなどであります。なお、不用額につきましては、平成30年度以降の貸付金の原資となるものであります。

委員会資料につきましては、以上であります。

続きまして、主要施策の成果についてであります。主要施策の成果に関する報告書、財務福利課のインデックスのところ、356ページをお願いいたします。

主なものにつきまして御説明を申し上げます。

(4) 魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実であります。施策推進のための主な事業及び実績につきまして、表の一番上の維持管理費であります。これは、県立学校54校の維持管理や21校33棟の老朽化対策工事等を実施したものであります。

続きまして、その下の育英資金貸与でありま

す。育英資金につきましては、一般育英資金が2,832人、僻地育英資金が154人、合わせて2,986人に貸与したところであります。

次に、その下の学校職員健康づくり推進であります。これは、教職員を対象としたメンタルヘルス研修や公立小学校長を対象とした管理職研修等を実施するとともに、臨床心理士や教職員OBによる相談室を開設するなど、職員の健康づくり推進に取り組んだところであります。

主要施策の成果については、以上であります。

続きまして、宮崎県歳入歳出決算審査意見書の45ページをお願いいたします。

(11) 育英資金特別会計についてであります。ページの下の方にあります意見・留意事項等におきまして、「貸付金の償還促進についてはさまざまな対策が講じられているが、収入未済額は前年度に比べ大幅に増加していることから、その解消と新たな発生防止について、引き続き努力が望まれる」という意見をいただいております。

収入未済額が増加している主な原因は、返還者の増加に伴う返還総額の増加などによるものであります。これまで、滞納の未然防止策として、必要以上に借り過ぎないように、貸与額を選択制の導入や、収納率の向上を図るよう、返還金の口座振替やコンビニ収納を実施したところであります。さらに、滞納額の縮減策として、債権管理員による滞納者への電話や文書などによる催告を徹底するとともに、それでも支払う意思が見られない長期滞納者等に対しては、法的措置として、支払い督促申し立てを行うなどの対策を講じたところであります。

今後とも、償還促進に取り組み、収入未済額の解消と新たな発生の防止について、引き続き努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川越高校教育課長 高校教育課分について御説明いたします。

お手元の決算特別委員会資料にお戻りいただきまして、高校教育課のインデックスのところ、13ページをお願いいたします。

一番上の教育費の欄でございますが、高校教育課の予算額は34億998万8,000円で、支出済額が33億8,899万469円、不用額が2,099万7,531円、執行率は99.4%です。

このうち目の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。まず、表の3行目、事務局費の不用額995万1,944円であります。これは、主に授業料に充てるための高等学校等就学支援金及び授業料以外の教育費に充てるための高等学校等奨学給付金、いわゆる奨学のための給付金に係る実績額が見込みを下回ったことによる執行残であります。

次に、14ページをお開きください。

表の1行目、教育指導費の不用額653万4,909円であります。主なものは、国際理解推進事業等における非常勤職員の報酬、または教育のIT化におけるコンピューターの賃貸借の執行残であります。

次に、表の中ほどの高等学校総務費の不用額185万3,899円であります。これは、入試問題作成の事務に係る旅費、需用費及び役務費の執行残であります。

15ページをお開きください。

表の1行目、教育振興費の不用額248万4,694円あります。主なものとしまして、みやざき産業人財育成事業の流通販売や新商品の研究開発における外部指導者への報償費、及びバス借り上げ料等における使用料及び賃貸借料の執行残であります。

次に、主要施策の成果について説明いたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の高校教育課のインデックスのところ、359ページをお開きください。

2、未来を担う人財が育つ社会の(2)社会を生き抜く基盤を育む教育の推進についてであります。

360ページの表の4段目、新規事業「県立学校を拠点とした芸術文化体験プログラム」であります。県内8つの高校に一流の芸術家を招聘し、音楽4公演、古典芸能4公演を実施しました。高校生の豊かな心の醸成はもちろん、実施校は近隣中学校生徒や地域住民、保護者を招待し、中高連携や学校理解を図ったところでもあります。

次に、362ページをお開きください。

(3)宮崎や日本、世界の将来を担う人財を育む教育の推進であります。

363ページをお開きください。

表の2段目、新規事業「高校生の県内企業理解・職場定着推進」であります。これは、就職支援エリアコーディネーターを6人任用し、県内企業見学会や学校と県内企業を結びつけるエリアネットワーク会議の開催等による県内企業の理解を図ったところでもあります。これらの取り組みにより、平成29年度の就職決定率は、調査開始から最高の99.4%、県内高校生の県内就職率は、前年比3.0ポイント増の57.4%となりました。今後とも、県内企業理解を推進する取り組みを図ってまいりたいと考えております。

主要施策の成果につきましては、以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。

高校教育課からの説明は以上でございます。

○黒木義務教育課長 義務教育課分について御説明いたします。

お手元の決算特別委員会資料にお戻りいただきまして、義務教育課のインデックス、16ページをお開きください。

一番上の教育費の欄でございますが、義務教育課の予算額は1億1,264万8,000円で、支出済額が1億406万871円、不用額が858万7,129円、執行率は92.4%となっております。

このうち、目の不用額が100万円以上、または執行率90%未満のものについて御説明いたします。まず、表の3行目、事務局費の不用額139万1,710円、執行率が36.8%となっております。これは、被災児童生徒就学支援等事業費の実績が見込みを下回ったためでございます。

次に、中ほどの教育指導費の不用額719万5,419円であります。主なものは、初任者研修における後補充の非常勤講師の報酬や旅費の実績額が見込みを下回ったことによる執行残であります。

委員会資料につきましては、以上であります。

次に、主要施策の成果についてであります。

お手元の主要施策の成果に関する報告書、義務教育課のインデックス、366ページをお願いいたします。

2、未来を担う人財が育つ社会の(2)社会を生き抜く基盤を育む教育の推進についてであります。

表の上の段、子どもの学びを高める“ひむか”の授業づくり推進をごらんください。本事業では、市町村教育委員会と連携して学力向上に取り組むため、授業改善を目的とした重点支援校を61校指定し、延べ261回の学校支援訪問を実施いたしました。

また、みやざき小中学校学習状況調査を実施し、本県独自の集計システムによる分析結果を

もとに、具体的な改善策について授業づくり研修会等を実施いたしました。その結果、授業の工夫・改善に対する教職員の意識改革が推進され、平成29年度の全国学力・学習状況調査でも、一定の成果が見られたところであります。

主要施策の成果につきましては、以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。

義務教育課からは以上でございます。

○酒井特別支援教育課長 特別支援教育課関係について御説明いたします。決算特別委員会資料、特別支援教育課のインデックスのところ、17ページをお開きください。

表の1番上の教育費の欄でございますけれども、特別支援教育課の予算額は3億4,461万9,000円で、支出済額が3億2,931万2,913円、不用額は1,530万6,087円であります。執行率は95.6%となっております。

このうち、目の不用額が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて御説明をいたします。

表の5行目、教育指導費の不用額409万9,458円あります。主なものは、特別支援学校医療的ケア実施事業における看護師の報酬や旅費、県立高等学校生活支援充実事業における委託料等の執行残であります。

次に、表の下から6行目、特別支援学校費の不用額1,101万6,618円あります。これは、主に特別支援教育就学奨励費事業における扶助費の執行残であります。

次のページをごらんください。

保健体育総務費の執行率が83.7%であります。これは、要保護及び準要保護児童生徒への医療費等の扶助費の執行額が見込みを下回ったため

であります。

続きまして、主要施策の成果についてであります。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の特別支援教育課のインデックスのところ、369ページをお願いします。

表の2番目、新規事業「学校における医療的ケア実施体制充実事業」であります。医師、保護者、教職員等を委員とする運営協議会の開催や、専門的な意見の聴取、先進事例の視察を行い、人工呼吸器の管理等を必要とする児童生徒が安全で安心な学校生活を送れるよう、医療的ケア体制の充実を図りました。

次に、370ページをごらんください。

表の1番目、スポーツを通じた心のバリアフリー推進事業であります。小・中・高等学校と特別支援学校の児童生徒による障がい者スポーツ等を通じた交流及び共同学習に、合計31校1,898人の児童生徒が参加し、学校における障がい者理解の推進を図りました。また、リーフレットの配布や高等学校の新聞部員による広報活動、新聞等の報道により、広く一般県民に対して障がいや障がい者についての理解啓発を図ることができました。

次に、表の2番目、キャリアアップ！特別支援学校高等部生就労・自立支援事業であります。県教育委員会認定の技能検定を開発し、特別支援学校流通サービスチャレンジ検定を行いますとともに、作業学習指導者養成研修会や企業等を対象とした学校見学会を開催しました。また、自立支援推進員による職場開拓や生活に係る相談等に対応した結果、高等部卒業生の就職希望者57人のうち42人が就職することができました。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しまして、特に報告すべき事項はありません。

説明は以上でございます。

○黒木教職員課長 教職員課につきまして御説明いたします。決算特別委員会資料の教職員課のインデックスのところ、19ページをお開きください。

(款)教育費の欄であります。予算額は929億8,832万8,965円、支出済額は921億8,931万8,029円、不用額は7億9,901万936円、執行率は99.1%となっております。

このうち目の不用額が100万円以上のものにつきまして、御説明いたします。まず、(目)教職員人事費の不用額が5億4,288万6,220円となっております。この不用額の主なものは、退職手当費の執行残であります。下から5段目の(目)教職員費の不用額が7,825万9,402円。

引き続き、20ページをごらんください。

上から2段目の(目)教職員費の不用額が7,670万7,899円、中ほど8段目の(目)高等学校総務費の不用額が5,979万6,272円、下から5段目の(目)特別支援学校費の不用額が4,136万1,143円となっております。

これらの不用額の主なものは、いずれも教職員の給料及び職員手当等の執行残であります。

なお、目の執行率が90%未満のものにつきましては、該当はありません。

続きまして、主要施策の成果についてであります。

主要施策の成果に関する報告書の教職員課のインデックスのところ、372ページをごらんください。

2、未来を担う人財が育つ社会の(4)魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実についてであります。

改善事業「学び続ける教職員のキャリア形成推進」でございます。次世代の教育を担う若手

や中堅の教員を対象としたマネジメントリーダー養成塾を4塾開設し、24人が参加をいたしました。各塾において本県教育の課題解決に向けた研究やマネジメント力を高める研修等を実施し、次世代のマネジメントリーダーの育成を図ったところであります。

また、他の教員の模範となるスーパーティーチャー16人を委嘱し、平成29年度は、延べ7,008人の教員が授業公開や研修会に参加しました。

施策の進捗状況につきましては、教員の94.9%が授業の改善に努めており、延べ2万4,035人が、県教育庁が実施する研修を受講しております。

このほか、教員を希望する学生や講師等を対象とした宮崎教師道場の実施などを通して、教員全体の資質向上を図ったところであります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。

教職員課は以上でございます。

○後藤生涯学習課長 生涯学習課でございます。

決算特別委員会資料に戻っていただいて、生涯学習課のインデックスのところ、21ページをお開きください。

一番上の(款)教育費の欄ではありますが、生涯学習課の予算額は、5億1,600万6,000円、支出済額は5億486万9,079円、不用額は1,113万6,921円であり、執行率は97.8%となっております。

このうち目の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

同じ21ページの上から3段目、(目)社会教育総務費の不用額は458万6,970円となっております。主なものは、「みんなで育てるみやぎきっ子」推進に係る市町村補助金の額確定に伴う負担金・補助及び交付金の執行残やみやぎき家庭教育

サポートプログラムなどの講師等旅費の執行残であります。

次に、23ページをごらんください。

一番上の段(目)美術館費の不用額は599万1,017円となっております。主なものは、県立美術館における管理運営に係る委託料の執行残や、光熱水費等の経費節減に伴う需用費の執行残であります。

なお、目の執行率が90%未満のものは該当がございません。

続きまして、主要施策の成果について御説明いたします。

資料がかわりまして、主要施策の成果に関する報告書の生涯学習課のインデックスのところ、375ページをお開きください。

2、未来を担う人財が育つ社会の(1)県民総ぐるみによる教育の推進についてであります。

「みんなで育てるみやぎきっ子」推進では、学校支援地域本部事業等の3つの補助事業を行い、地域全体で子供の学びを支援するための体制整備の充実を図りました。また、学校と地域の連携・協働を推進するため、研修会やアシスト事業検討会議を実施するなど、県民総ぐるみによる教育の推進を図っているところであります。

次に、377ページをお開きください。

(2)社会を生き抜く基盤を育む教育の推進であります。

改善事業「『日本一の読書県』を目指した総合推進」では、マタニティおはなし会に係る講習会や、高齢者等への図書館での対応研修を行うとともに、県民の読書に関する関心を高めるためのフォーラムを開催しました。また、県立学校に、学校司書エリアコーディネーターを配置し、学校図書館の環境整備や授業支援を行うな

ど読書活動の推進に取り組んでおります。

県立図書館においては、僻地学校等への図書
の定期配送を行う「やまびこ文庫」や、市町村
図書館を通じて県立図書館の図書資料を県民に
貸し出すマイラインサービスを継続して行い、
全県的な読書環境の向上に取り組んでおります。

次に、380ページをお開きください。

3、生涯を通じて学び、文化・スポーツに親
しむ社会の(2)文化の振興についてござい
ます。

表の3段目「改善事業、ワクワクアート ア
ーティストがやってきた！」では、日向市東郷
町において、地域の人々のアイデアをデザイン
に取り入れた大型オブジェを福祉施設の壁面に
設置したり、会場に掲げる大きな旗をみんなで
つくるワークショップや県立美術館で講演会を
実施するなど、子供から大人まで、県民が気軽
に文化芸術に親しめる機会の提供とアートを通
じた地域活性化へつながる活動を行ったところ
であります。

主要施策の成果につきましては、以上でござ
います。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して特
に報告すべき事項はございません。

生涯学習課は以上でございます。

○萩尾スポーツ振興課長 スポーツ振興課でござ
います。

決算特別委員会資料、スポーツ振興課のイン
デックスのところ、24ページをお開きください。

一番上の(款)教育費の欄でございますが、
予算額は9億6,251万4,000円、支出済額は9
億1,437万1,026円、不用額は4,814万2,974円、
執行率は95%となっております。

このうち目の不用額が100万円以上のものにつ
きまして御説明いたします。

24ページの上から3段目、(目)保健体育総務
費の不用額が4,458万5,536円となっております。
この主なものは、負担金・補助及び交付金で、
日本スポーツ振興センター共済給付金に係る執
行残でございます。

続きまして、25ページ、上から1段目、(目)
体育振興費の不用額が348万3,714円となつてお
ります。この主なものは旅費で、宮崎から世界
へ挑戦！ワールドアスリート発掘・育成プロ
ジェクト事業等に係る執行残でございます。

なお、執行率が90%未満のものはございま
せん。

次に、主要施策の成果についてでございます。
主要施策の成果に関する報告書をお願いいたし
ます。スポーツ振興課のインデックスのここ
ろ、382ページをお開きください。主なものにつ
きまして御説明いたします。

2、未来を担う人財が育つ社会の(2)社会
を生き抜く基盤を育む教育の推進についてで
ございます。

まず、下の表の2番目にあります運動大好き！
学校体育活動充実事業では、全公立学校で体力
向上プランを作成し、体力向上の計画的な取り
組みを推進するなど、児童生徒の体力向上に努
めました。

続きまして、384ページをごらんください。

3、生涯を通じて学び、文化・スポーツに親
しむ社会の(3)スポーツの振興についてで
ございます。

まず、下の表の一番下にあります、宮崎から
世界へ挑戦！ワールドアスリート発掘・育成
プロジェクトでは、小学校4年生から6年生を対
象にオーディションを開催し、選考した29名と
3期生を加えたアスリート127名が、さまざまな
身体的トレーニングや知的トレーニング等の育

成プログラムを通して、資質向上に努めました。

続きまして、386ページをごらんください。

表の一番上にあります生涯スポーツ推進グループ研修では、東海大学から講師を招き、地域におけるスポーツの振興を支えるスポーツ推進委員の資質向上を目的とした研修会を県内3会場で実施いたしました。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

以上でございます。

○米丸高校総体推進課長 高校総体推進課でございます。

決算特別委員会資料、高校総体推進課のインデックスのところ、26ページをお開きください。

一番上の(款)教育費の欄でございますが、予算額は472万3,000円でございます。支出済額は472万3,000円、不用額は0円、執行率は100%となっております。

なお、目の不用額が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものはございません。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の高校総体推進課のインデックスのところ、387ページをお開きください。

表にあります全国高等学校総合体育大会開催準備事業は、平成31年度全国高等学校総合体育大会開催に向けた準備として、準備委員会総会を2回、各種専門委員会を9回それぞれ開催し、基本構想の策定や事業計画・予算の審議、各専門事項の基本方針案、年次業務計画案の作成等を行いました。また、競技役員等養成事業を8競技が活用し、審判員等の競技役員や補助員の確保と養成、技術向上を図ることができました。

主要施策の成果につきましては、以上ござ

います。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。

高校総体推進課は以上でございます。

○谷口文化財課長 文化財課につきまして御説明いたします。

決算特別委員会資料の文化財課のインデックスのところ、27ページをお開きください。

一番上、(款)教育費の欄であります。平成29年度の文化財課の一般会計予算額は5億6,109万5,600円、支出済額は5億4,689万8,551円、不用額は1,419万7,049円、執行率は97.5%となっております。

このうち目の不用額で100万円以上のものにつきまして御説明申し上げます。

同じ27ページの上から4段目、(目)文化財保護費の不用額が333万5,380円となっております。主なものとしましては、神楽や埋蔵文化財の調査等に要する旅費の執行残や古墳整備に係る工事費の入札残などです。

次に、28ページをお開きください。

上から2段目、(目)総合博物館費の不用額が1,086万1,669円となっております。主なものは、総合博物館にある民家園4棟の消火設備改修に伴う工事費の入札残などです。

なお、目の執行率で90%未満のものはございません。

次に、主要施策の成果についてであります。主要施策の成果に関する報告書を御覧いただきます。文化財課のインデックスのところ、388ページをお開きください。

3の生涯を通じて学び、文化・スポーツに親しむ社会、(2)文化の振興についてであります。

表の一番上にあります新規事業「ひなた文化資源創出」でございます。この事業は、日本遺

産認定を目指す市町村への支援などを行うものでありまして、日本遺産についての説明会や相談会を文化庁の担当者を招いて開催しまして、結果、3地域が申請を行いました。うち1件が本県初の日本遺産として認定を受けたところがあります。

次に、その下にあります、めざそう神楽の世界無形文化遺産！みやざきの民俗芸能活性化でございませう。これは、神楽のユネスコ世界無形文化遺産登録に向けて、神楽魅力発信委員会による保存団体への聞き取り調査などや、映像等による記録保存を行うものであります。また、九州の国指定神楽保存団体による九州の神楽ネットワーク協議会を開催し、九州管内の連携体制の充実を図ったところがあります。

次に、389ページをお開きください。

表の中ほどにあります民家園文化財再生・伝世でございませう。これは、総合博物館内の県指定文化財である米良の民家と椎葉の民家について、カヤぶき屋根のふきかえなどの保存修理を行ったところがあります。今回の保存修理により、総合博物館の民家園にあります国の重要文化財である旧黒木家住宅並びに旧藤田家住宅と合わせた4棟についての改修工事等が完了したところがあります。

主要施策の成果については、以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。

文化財課は以上でございませう。

○鎌田人権同和教育課長 人権同和教育課について御説明いたします。

決算特別委員会資料、人権同和教育課のインデックスのところ、29ページをお開きください。

一番上の(款)教育費の欄でございませうが、予算額は9,059万1,000円で、支出済額が8,773

万824円、不用額が286万176円、執行率は96.8%です。

このうち目の不用額が100万円以上及び執行率90%未満のものについて御説明いたします。

まず、表の中ほどの(目)教育指導費の不用額180万8,120円であります。主なものは、いじめ問題対策委員会などの委員等の報酬や国立教育政策研究所の事業に伴う委託料の執行残です。

次に、30ページをごらんください。

(目)保健体育総務費の執行率が86.9%であります。これは、主に、子どもの未来を守る学校安全教育推進に係る委託料の執行額が見込みより少額であったためです。

次に、主要施策の成果についてであります。お手元の主要施策の成果に関する報告書の人権同和教育課のインデックスのところ、391ページをお開きください。

2、未来を担う人財が育つ社会の(2)社会を生き抜く基盤を育む教育の推進についてであります。

まず、表の2段目、中学生の人間関係づくり「コミュニケーション能力」育成であります。公立中学校7校を指定し、生徒がお互いに思いやり、支え合うピア・サポート活動に取り組むとともに、取り組みの成果をほかの学校に紹介していただくなどしております。また、高い専門性を持って指導できる教職員の育成にも取り組んでおります。

次に、392ページをお開きください。

表の2段目、改善事業「学校の教育相談体制充実のための外部専門家活用」であります。学校の教育相談体制の充実を図るために、平成29年度は41名のスクールカウンセラーを中学校83校に配置しました。

また、平成29年度より県内の県立学校を4つ

のエリアに分け、エリアごとに拠点校を1校設け、スクールカウンセラーを派遣できるようにしたところであります。県立学校にも派遣する体制を整え、学校の教育相談体制の充実を図った結果、平成28年度は6,579件だった相談件数が、平成29年度は7,758件に増加しました。

主要施策の成果につきましては、以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。

説明は以上でございます。

○渡辺主査 執行部からの説明が終了いたしました。質疑がございましたらお願いいたします。

○函師委員 幾つかお聞きしますが、まず、委員会資料の12ページ、育英資金の件をお伺いします。

支出済みが9億6,000万余で、これが、来年度の貸付原資になるというお話でしたが、予算額からすると大幅な減になっているということで、つまり、来年度の貸付額は、今年度から大幅に少なくなるという理解でよろしいのでしょうか。

○重盛育英資金室長 支出済額は少なかったんですが、不用額であります6億4,300万余は来年度の貸付にまた繰越金として回しますのです、来年度減少するということはありません。

○函師委員 毎年のことなんです、徴収に関してなかなか成果が思うように上がらないということで。貸付人数も若干減少傾向かなというふうには見ているところですが、やはり、回収に対して特効薬はないと思いますが、今後改善する新たな方策等は何かお考えでしょうか。

○重盛育英資金室長 御指摘のとおり、回収がなかなかうまくいっていないところもございませぬ。債権回収につきましては、弁護士法人へ回収を委託したり、法的措置を進めておりますけ

れど、法的措置は、今、債務名義まで取得しております。この前の議会でも専決で報告させていただきましたように、裁判等終わりました、債務名義を取得したのものについては、例えば、財産があるものについては、強制執行を行うというふうなところまで進めていくことによって、滞納額の圧縮に努めてまいりたいと考えております。

○函師委員 徴収にかかる費用と実際に徴収された額の、費用対効果がどうなのかというところもありますけれども、これはもう見逃していくわけにはいかない県税でありますから、引き続き厳しく徴収を頑張りたいと思います。

次は、16ページの義務教育課の、事務局費の中の執行残で、執行割合が非常に低くなっているんですが、被災児童助成が見込みを下回るとの御説明だったと思うんですが、もう少し実態の説明をお願いします。

○黒木義務教育課長 この被災児童に対する支援事業ですけれども、基本的には、東日本大震災と熊本地震を主な対象としております。その内訳としましては、被災幼児の就園支援事業と被災児童生徒の就学支援事業ということになっております。

平成23年度の時点では、給与人数の被災幼児が5名、給与額が19万6,000円、そして、被災児童生徒は16名いまして、90万円程度の支給がございました。年次的には、やはり減少してきておりました、昨年度は、幼児のほうは給与人数がゼロ、小中学生のほうは11名ということで、支給額が減少してきております。

ただ、こちらにつきましては、交付金事業でございますので、枠としては準備をしておいていつでも対応できるようにと考えているところ

でございます。

○凶師委員 被災された方が、本県に一時的に避難をされたり、移住されている方もいらっしゃると思うんですが、その対象者が減っているけれども、枠としてはとっておかないといけないということで、わかりました。

続けて、19ページの教職員課の内容で、教職員の人件費に大きく残があり、職員手当等の説明では、退職金の不用が主であるというふうな説明だったと思うんですが、退職の方々の数は、ある程度推測できそうな気もするんですが、実際何人分が不用となってしまったのか。また、その理由があれば教えてください。

○黒木教職員課長 退職手当につきましてですが、不用額が出た原因として、大きく2つありまして、一つは、2月補正予算の編成時は、その時点の条例等に基づいて退職手当の見込み額を試算した上で編成しております。今回、この予算編成後の平成30年3月12日に退職手当に関する条例等が改正をされまして、支給額が減額になったということが一つ理由でございます。もう一つは、先ほど委員のお話にありました、退職者の人数の違いということで、定年退職につきましてはおもうわかっておりますのでゼロです。勧奨退職につきまして8人、それから、普通退職について1人、死亡退職について2人ということで、見込みと実績が違ったという理由で、不用額が出ております。

○凶師委員 大体理解できました。見込みからすると10名以上の方の退職がなかったということで、これぐらいの額になるんでしょう。わかりました。

もう一つ、生涯学習課の中の社会教育総務費の説明で、不用額が出た理由としては、みんなで育てるみやぎきっ子等の予算決定に伴う執行

残ということだったと思うんですが、これは確定が遅かったがゆえのことなのか。この不用額の取り扱いはどうなのかをちょっと教えてください。

○後藤生涯学習課長 まず、執行残が出る大きな理由としましては、市町村が実施しております事業の実施日数が計画より少なくなってしまうこと等があります。それによって残が出てくると。それから、この事業につきましては、年度末までが事業期間となりますので、2月の補正で減額できないことで執行残が出ているということでございます。

○凶師委員 ちょっと私が理解できていないんですが、これは単年度事業ではないと思われるんですけれども、繰り越しの対象にはなるんでしょうか。

○後藤生涯学習課長 残額については、国に戻すということになります。

○凶師委員 せっかくの予算が執行できないというのは、もちろん決定が遅かったのもやむを得ないところではありますが、もうちょっと市町村との連携を詰めて準備をしっかりとすれば、こういう額にはならなかったのかなという気はいたしますが、そのあたりはいかがですか。

○後藤生涯学習課長 御指摘のところは我々も認識しておりますので、市町村との連携をもう少し密に進めてまいりたいというふうに思っております。

○凶師委員 事業内容はすばらしいと思いますので、さらに効率的な執行がされることを希望いたします。

最後に、26ページ、高校総体推進課なんですが、執行率が100%ですばらしいとは思いますが、けれども、需用費とか消耗品費などの端数がどうして出ないのか。これは委託料ではなさそう

です、そのあたりどういうテクニックがあったのか教えてください。

○米丸高校総体推進課長 これにつきましては、平成31年度全国高等学校総合体育大会宮崎県準備委員会の全額負担金となっております、宮崎県準備委員会のほうで収支計算しております。その中で15万8,029円が残額となりまして、繰越金として準備委員会の中で30年度に繰り越しております。

○図師委員 国からの予算がそのまま準備委員会に回されて、準備委員会の中で繰り越しが発生しているということですね。

○米丸高校総体推進課長 *そうでございます。

○図師委員 了解です。

○徳重委員 教育政策課にお尋ねします。テレビ教育広報ということで、2,500万使っていらっしゃるわけですが、これは、時間帯によって視聴率が相当変わってくるのかなと思っておりますが、時間帯についての検討はもう放送局の言われるままなのか、こちらの要望なのか、そこ辺をちょっと教えてください。

○中嶋教育政策課長 主要施策の成果の355ページのお話かと思いますが、そこにありますとおり、MRTとUMKがありまして、まず、放送時間帯が、MRTにつきましては、29年度は毎週土曜日の夕方6時50分から10分間放映しております。非常にゴールデンタイムの、いい時間ということもありまして、約8%の視聴率を出しております。

一方、UMKにつきましては、毎月最終の土曜日の10時半から11時までということで、こちらは30分の番組となっております。UMKにつきましては、放映時間が月末ということもありまして、視聴率調査の期間にちょっとかかっておりませんので、視聴率自体は出ていないんで

すが、我々としては、せっかくの番組ですので、できるだけ皆さんに見ていただけるような時間帯に放映していただくように、毎回強くお願いしているところなんですけれども、番組編成の関係でそういう形になっております。今後ともそういったお願いは引き続き行ってきたいというふうに考えております。

○徳重委員 MRTのほうはすごくいいなと思ったんですけど、UMKは夜の10時30分でしょう。

○中嶋教育政策課長 土曜日の午前10時30分からになります。

○徳重委員 これは、視聴率はどれぐらいか聴取されていますか。

○中嶋教育政策課長 番組の視聴率は、大体月の中ほどにとることが多いようでして、この番組は毎月月末ということもあり、現在は、調査がかからないということですが、視聴率が出ないのは我々も非常に問題視しておりますので、今後はぜひ調べていただきたいということで、お願いしていきたいと考えております。

○徳重委員 ぜひ視聴率が高まるような方法をとっていただきたいと思っております。

それから、奨学金のことについてちょっとお尋ねしますが、毎年と言っていいぐらい、この問題については回収がなかなかうまくいかないと言われておりますけれども、皆さん方のほうでもいろいろと検討されて、いろんな議論をされていると思いますが、九州管内あるいは全国それぞれ悩みは一緒かと思うんです。しかし、その中で何かいい方法があるんじゃないかということで、全国あるいは九州管内の奨学金の回収率を上げるための方策等をお聞きになっていらっしゃると思うんですけど、回収率が高い

※40ページに訂正発言あり

ところの例を調査されたことがあるのかどうかお聞きします。

○重盛育英資金室長 九州では熊本県が非常に返還に力を入れていることを聞きましたので、8月に直接熊本県庁に行きまして、いろいろお話を伺ってきたところでございます。その中で、早目の催告に取り組んだり、法的措置を強化しているというふうなお話を伺いましたので、それを今後の参考にして、徴収の強化にも努めていきたいと考えているところでございます。

○徳重委員 ぜひ努力していただきたいと思えます。

もう一つ、スポーツ振興課の成果に関する報告書の384ページですが、宮崎から世界へ挑戦！ワールドアスリート発掘・育成プロジェクトで、3期生が29名ということではありますが、今まで1期、2期、3期、こういった形でアスリートを育てていらっしゃると思うんですけども、その後どのような状況になっているのか、1期、2期の状況を教えてください。

○萩尾スポーツ振興課長 このワールドアスリート発掘・育成プロジェクトにつきましては、平成27年度に第1期生のオーディションを開催し、そのときに小4と小6をオーディションにかけさせていただきました。平成28年度も同じような形で、昨年度につきましては3期生ということで、中学校の1、2年生、小学校6年生を選考いたしておりますので、その子供たちが中3にちょうど上がるということで、小学校4年生でオーディションを行っております。ただ、小5、小6の子供にももう一回チャンスを与えておりまして、何名かセレクションをして、この数になっています。

その子供たちですが、今、県のいろんな陸上大会等で、100、200メートルあるいは1,500メー

トルでの優勝、また、バスケットで1人が団体3位、水泳ではJOCで優勝するなど、いい成果があらわれている子供たちも出てきているということで、楽しみにしているところであります。

○徳重委員 ぜひ最後まで見届けるぐらいの意識を持って、県のほうも指導していただきたいなと思っております。

それから、同じく成果のほうですが、388ページの文化財課の、めざそう神楽の世界無形文化遺産ということで、一生懸命取り組んでいらっしゃることに敬意を表したいと思えますし、ぜひ世界無形文化遺産になるようにやっていかなければならないことはわかっていますが、果たして継承できる人材が育てられるのかなど、計画性があるのかなど。今一生懸命やっていたら、それを継承する形がとれるのかなどちょっと心配するところではありますが、その辺どう考えていらっしゃるのかお尋ねします。

○谷口文化財課長 神楽の保存継承と後継者育成のことだと思うんですが、委員のおっしゃるとおり、各地域で少子高齢化等が非常に問題になっているところではありますけれども、それぞれの地域が工夫していただいて、子供神楽講座や、子供を対象にした神楽のワークショップなど、子供のころから神楽に接する機会をふやしたり、大人になって、市町村の外に出ても、神楽を舞うときに帰ってくるとか、また、地元の役場に就職してやっていくとか、いろいろ考えていらっしゃるところで、実際成果が少しずつ上がってきており、その辺を継続してやっていけば、何とか少しずつでも保存継承や後継者育成が進んでいくのではないかなというふうに今考えているところであります。

○徳重委員 そういうボランティア的にやって

いくのは一過性のもので、そのときはいいんですけど、それを継承するのは非常に難しい。必ず帰って、神楽を舞う、大きくなってもできるような形をとるには、やはり相当な予算が必要だと思うんです。

だから、神楽を保存するためには、毎年ある程度の予算がなければ、ただ、ボランティアで帰ってこい、昔やったじゃないかというようなことだけではなかなか継続的なものは育たないと思うんですが、そういった、人を継続的に、あるいは若い人を育てるということをひっくるめて、予算的な措置はどういう形になっているのか。

○谷口文化財課長 ある市町村では、こっちに帰ってくるときの旅費を持っていただいて、来てもらうとか、一つの方向性として、企業とのパートナーシップで、神楽に参加するときには年休を認めていただくとか、そういった形の模索を、それぞれの市町村なり県と一緒に、今考えているところではあります。

○徳重委員 ぜひ県のほうでも、ある程度予算化しなければ、市町村任せ、あるいはその地域任せというようなことでは、なかなか育っていかないんじゃないかなと。目標があって、目標が達成した後もそうですが、やはり継承していくということは、それなりのものが必要だと思いますので、県も積極的に取り組んでいただきますようお願いをしておきます。

○河野委員 366ページの義務教育課の事業実績で、新教科「道徳科」の普及・啓発推進という事業は、何年目の事業でしょうか。

○黒木義務教育課長 これは、*平成29年度からの事業でございます。

○河野委員 この研修会は、国が主体でしょうか。

○黒木義務教育課長 研修会につきましては、主に県内の教職員を集めて、県教育委員会が主体となって行っております。

○河野委員 これは、県としては何年間やる予定ですか。

○黒木義務教育課長 これは、国10分の10の事業ですので、それにのっとった内容で県のほうは行っていくということになっております。平成29年度は、主に中学校の教員を対象とした研修で内容を構成しているところです。

○河野委員 3会場で160人ということは、単純に3で割って、1会場2桁の人数。中学校と、小学校もあると思うんですけど、これは足りるというか、間に合うのでしょうか。

○黒木義務教育課長 この事業ですけれども、前年度も国からの同じような道徳の事業がありまして、小学校が先に道徳が教科化されましたので、平成28年度は小学校の教員を対象に、研修を既に実施したところです。

平成29年度は、各中学校から道徳担当推進の教員1名を集めて、研修を行ったということで、中学校数の160というような数字が掲載されていることになります。

○河野委員 ちよつとつながる部分かどうか分かりませんが、教職員課の学び続ける教職員のキャリア形成推進事業がありますが、スーパーティーチャー制度の中で道徳を受け持って授業を提供したスーパーティーチャーはいらっしゃるのでしょうか。

○黒木教職員課長 授業の提供を行ったかどうかという詳細な資料については、今持ち合わせておりませんが、スーパーティーチャーの中に、道徳をスーパーティーチャーとしての自分の専門の教科に入れている者もおりますの

※39ページに訂正発言あり

で、そういった者が道徳の授業公開を行っているのではないかというふうに思います。

○河野委員 道徳が教科化されたということで、結構現場の先生方も学ばなきゃいけない状況があると思うんですけど、この事業で足りているのかなというのがちょっと感じるのですが、道徳の教科化に関して、教育委員会としてはこういうふうな働きかけを事業としてやっていく、これ以外に考える、または充実するという部分で何かお考えがあれば。

○黒木義務教育課長 今委員がおっしゃられたとおり、道徳については、今回、指導方法や評価も入ってきましたので、そういった部分については、こういった研修のほかに、独自にどのように評価すればいいのかといったような現場の職員の声を反映させたリーフレット等もこの事業の中で作成して、昨年度はこれを配布したところです。ことしも新たな教科道徳としてスタートしており、本年度も、こういった道徳に関する事業をやっておりますので、引き続き、それぞれの現場の実践した上での悩み等を引き上げながら、研修等をまた構築していきたいというふうに考えております。

○河野委員 369ページ、特別支援学校医療的ケア実施で、看護師の配置が8校の25人ということですが、質問でも取り上げさせていただいたことがありますけれども、小中学校等での医療的ケアの実施ということで、医療的ケアを必要とする子供が入学または進級している中で、特別支援学校から看護師を派遣して、通常の学校に配置するというのは考えられるのでしょうか。

○酒井特別支援教育課長 医療的ケアに関しましては、これまで特別支援学校に在籍している児童生徒が医療的ケアを必要としておりまして、本県においては、小中学校の中で、そういった

事例がこれまではありませんが、今後出てきたときに、他県の例に幾らか見られるんですけども、小中学校の中に医療的ケアが必要な児童生徒が出てきた場合の措置として、国の補助等も市町村になされるということですので、そちらの情報提供を現在行っているところでございます。

○河野委員 あと1点、375ページ、みんなで育てるみやぎきっ子推進ということで、学校支援地域本部事業、それと、放課後子供教室推進事業が、それぞれ15市町村ですが、答えれるかどうかちょっとわからないですけど、実施していない市町村はどこでしょう。

○後藤生涯学習課長 学校支援地域本部事業を実施していないところが、串間市、西都市、新富町、*木城町、都城市、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町でございます。

それから、放課後子供教室推進事業を実施していないところが、串間市、西都市、高鍋町、新富町、都農町、えびの市、高原町、門川町、高千穂町でございます。

○河野委員 県としては、実施していない市町村に対して、この事業の推進については働きかけをしているのでしょうか。それとも、自治体の意図に従っているのでしょうか。

○後藤生涯学習課長 県としては、現在推進のための手引き書等もつくりまして、市町村に御理解をいただきながら、取り組みを進めていただこうというふうに思っておりますが、実施主体は市町村になりますので、さまざまな市町村の状況もございまして、実情に応じた取り組みになるかとは考えているところです。

○河野委員 計画をしているという自治体もあるのでしょうか。

※39ページに訂正発言あり

○後藤生涯学習課長 今後新たに始めるという
ようなところでしょうか。

○河野委員 はい。

○後藤生涯学習課長 現在、新たに始めるとい
う市町村については、県としては把握をしてい
ないところがございます。

また、先ほど木城町と言いましたけれども、
木城町は、国、県の予算をつけていない、町単
独で実施しているところがございます。

○黒木義務教育課長 済みません。先ほどの河
野委員の道徳の開始の年度ですけれども、私、29
年度と申し上げましたけれども、28年度の誤り
でございます。申しわけございません。

○渡辺主査 先ほどの道徳のスーパーティー
チャーの授業の分は、今はわからないという話
でしたが、よろしいですか。

○黒木教職員課長 先ほどお話のありました道
徳のスーパーティーチャーの授業公開のことで
すが、毎年、スーパーティーチャーの実績とし
て報告をもらっているものによりますと、小学
校のスーパーティーチャーの教諭ですけれど
も、29年度に*合計83回の授業公開を行って
いるという実績がございます。

○横田委員 主要施策の成果のほうの358ペー
ジ、財務福利課の生徒寮についてですけれど、
海洋高校は若干減少傾向ですが、あとは横ばい
みたいなんです。現在の入寮率はどれぐらいに
なっているのでしょうか。

○柚木崎財務福利課長 県全体で29年度実績
は86.4%となっております。

○横田委員 ということは、希望者は全員入寮
できているということでしょうか。

○柚木崎財務福利課長 基本的には。ただ、地
区生徒寮というのは、遠隔地から通学が困難な
子供たちをまず優先してということで、高千穂

町とか延岡地区はちょっと入寮率が高いので、
学校のほうで通学困難な生徒を優先的に入れて
いる状況はございます。

○横田委員 ということは、学校に比較的近い
子も希望しているということなんですか。

○柚木崎財務福利課長 基本的には、遠隔地で
通学が困難な生徒というくくりがありますので、
学校が近いから、あいているから入りたいとか、
そういったことはできないことになっておりま
す。

○横田委員 海洋高校がずっと減少傾向です
けれど、これは、遠くから来ている生徒が少な
くなっているということなんですか。

○柚木崎財務福利課長 海洋高校は宮崎市にあ
りますので、市内からの通学生が多いという状
況はございます。

○横田委員 例えば漁業とか考えたら、県北、
県南のほうが中心と思うんですけれど、そうい
ったところから子供が少なくなるというのは
ちょっと寂しい気もしますが、それはしょうが
ないですけれど。このままずっと入寮者が減
ってきた場合に、寮の存続はどんなふうにか
考えておられますか。

○柚木崎財務福利課長 海洋高校につきまして
は、漁業科とか機関科以外の食品加工など、い
わゆる漁業が主体の地域以外の生徒もいます
ので、市内から通う子がふえているという状況
はあると思います。

寮につきましては、以前は例えば3人部屋だ
ったり4人部屋だったりといったこともござい
ました。今の入寮者に対して、基本的に個室に
はしてありませんが、学習環境をよくするとい
うことで、勉強するときは個室で使うとか、
そういったことで、基本的には維持する考
えでおり

※40ページに訂正発言あり

ます。

○横田委員 わかりました。

次に、教職員課のスーパーティーチャー制度についてお尋ねしますが、この委嘱教員数16名は、29年度に新たに委嘱された人数ということなんでしょうか。

○黒木教職員課長 スーパーティーチャーにつきましては、平成29年度に委嘱されている数ということで、全てが新規というわけではございません。29年度のスーパーティーチャーが16名いるということでもあります。

○横田委員 このスーパーティーチャーというのは、何年任期とかがあるんですか。それとも委嘱を受けたら、ずっとスーパーティーチャーのままいかれるんですか。

○黒木教職員課長 特に任期というのは設けておりません。御本人が退職されたり、辞退という場合はあるかもしれませんが。

○横田委員 一応16名ぐらいで人数的には足りているということよろしいでしょうか。

○黒木教職員課長 28年度が17、29年度が16、30年度も16ということになっておりますが、できればふえる方向で、教科それから地域のバランス等を考えながら配置できるといいなというふうには思っております。

○横田委員 スーパーティーチャーは授業力向上にすごく大事な役割を果たしていただいていると思いますので、適正な人数の確保を図っていただければと思います。

それと数年前に中学校の体育の授業で武道が必修化されましたよね。現在の武道の授業の活動状況を教えていただきたいのですが。

○萩尾スポーツ振興課長 武道の授業ですが、これは体育の授業で行っておりまして、中学生の1、2年生は必修であります。全部の中学校

で1、2年生は行われているという状況でございます。

○横田委員 その場合に、例えば剣道の竹刀といった教材は十分満たされているということなんでしょうか。

○萩尾スポーツ振興課長 剣道の竹刀、それから柔道着等ありますが、基本的には本人負担で行っているのが現状だと思われまして。

○横田委員 本人負担は、なかなかきついですね。1年、2年生だけしかしないということですから、もうどんどん順送りで後輩に回していきけるような体制がとれるといいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○萩尾スポーツ振興課長 1、2年生が必修で、3年生から選択、高校でも選択になっております。学校によりましては、そういう先輩方が使った竹刀を譲り受けて、それを置いて後の子供たちが使うということをやっている学校等もあるようですが、そこについては詳しく調査しておりません。ただ、そういうのがあるということは聞いております。

○渡辺主査 ほかいかがでしょうか。

○米丸高校総体推進課長 先ほど図師委員から質問がありました全国高校総体開催準備事業でございますが、国からの交付金等ではございませんで、全額県費でございます。

○黒木教職員課長 済みません、先ほど河野委員からございました道徳のスーパーティーチャーの授業公開の実績についてですけれども、私、先ほど「83回」と申し上げましたが、正しくは、「83名」の教員に対して授業公開を行ったということでございます。大変申しわけございませんでした。

○日高副主査 1つだけちょっと確認なんですけれども、スポーツ振興課の成果の385ページな

んですが、めざせ全国制覇！甲子園優勝サポート強化の中でパフォーマンスアップ支援32人って書いてあるんですけど、これはどういう内容なんですか。

○萩尾スポーツ振興課長 これは秋季大会でベスト4になったチームに対して支援を行います。秋にやりますと次の夏の甲子園まで1年間強化できるということで。その4校の希望者なんですけれども、鹿屋体育大学でバッティングとピッチャーの最新の動作分析をやっていただく、そして自分の技術の向上につなげるということでもあります。その参加者がその人数ということでもあります。

○渡辺主査 教育政策課の355ページの、MR TとUMKにそれぞれ出しているテレビ教育広報の事業ですが、これは決算額で結構ですので、それぞれ幾らと幾らになりますか。

○中嶋教育政策課長 まず、MR Tのほうは、決算額が1,249万9,924円、そしてUMKのほうは1,249万9,999円で、それぞれ1,250万円程度となっております。

○渡辺主査 事業の発注の仕方は、それぞれどういう形式になっているのでしょうか。

○中嶋教育政策課長 内容につきましては、まず前年度の終わりに、次年度の取り組みについて局と意見交換等しまして、大まかな方向性等を決めるんですが、具体的にどういう内容にするかにつきましては、まず、MR Tについては、毎週ということになりますので、こちらのほうから2カ月程度を大体こういった内容でやってくださいといったことで決めまして、随時打ち合わせしながら作り、UMKについては、月1回ですので、大体毎月打ち合わせをしながら内容等を決めているところでございます。

○渡辺主査 発注の仕方は随契、それとも企画

コンペとかになるんですか。

○中嶋教育政策課長 発注の仕方につきましては、平成27年から両方の局について、随契といえますか、お願いしているところがございます。県政番組と同じような格好でお願いしているところですよ。

○渡辺主査 その前提でお伺いしたいんですが、これは確か100%県の出資番組で、ほかのスポンサーは乗っていないと思うので、基本的には2次利用は全部県がもらうべきだと私は思っているんですけど、契約を結ぶときの項目の中なりに、きちんとそのことが明記されているのか、それともお願いベースでやっているのか、それはどうなっていますか。

○中嶋教育政策課長 済みません、内容については今ちょっと把握できませんので、しばらくお待ちください。

○渡辺主査 問題意識は今言ったところであって、多分何年か前から、県政番組もそうですけれど、楠並木ちゃんねるとかで出せるように、——先ほど徳重委員の御質問の中でもありましたように、より多くの県民に見てもらおうということが大事な要素だと思うので、通常の放送の時間帯も大事でしょうし、いつでも見られることが極めて大事なかなと思うので。何年か前からの取り組みで楠並木ちゃんねるでも見られるけれども、たしかそこからUMKとかMR Tのホームページに飛んで、ニュースの鮮度も問題もあるとは思いますが、半年だったか忘れましたが、それ以上たつと見られなくなるんです。本体のほうのテレビ局のホームページから、もうなくなってしまう。

せっかくいろんな学校のいい取り組みを取材しているんで、せめてもう少し長い期間自由に見られるというところを——特に県の100%出資

番組ですので、やるということを契約上整っていないようだったら、きちんと整えるべきじゃないのかなと思っていますので。

後で教えていただければ結構なので、とりあえずそういう意見として。

○中嶋教育政策課長 今御指摘がありましたとおり、せっかくの番組ですので、有効に活用できるように契約等も含めて取り組んでいきたいと考えています。

○渡辺主査 ほかよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺主査 それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時41分休憩

午前11時44分再開

○渡辺主査 分科会を再開いたします。

まず、採決についてですが、あした10月4日木曜日の13時から行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺主査 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺主査 それでは、以上をもって分科会を終了いたします。

午前11時45分散会

平成30年10月4日(木曜日)

午後0時58分再開

出席委員(6人)

主	査	渡	辺	創		
副	主	査	日	高	陽	一
委	員	徳	重	忠	夫	
委	員	横	田	照	夫	
委	員	河	野	哲	也	
委	員	関	師	博	規	

欠席委員(1人)

委	員	中	野	廣	明
---	---	---	---	---	---

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

政策調査課主査	甲	斐	健	一
議事課主任主事	石	山	敬	祐

○渡辺主査 分科会を再開いたします。

まず、本分科会に付託されました議案の採決を行います。採決の前に、議案につきまして、賛否も含め、御意見がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺主査 それでは、本分科会に付託されました議案の採決を行います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺主査 それでは、採決についてですけれども、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○渡辺主査 それでは、一括して採決いたします。

議案第19号につきましては、原案のとおり認定、第20号、第21号及び第22号につきましては、原案のとおり可決及び認定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺主査 御異議なしと認めます。よって、議案第19号につきましては原案のとおり認定、第20号、第21号及び第22号につきましては、原案のとおり可決及び認定すべきものと決定いたしました。

次に、主査報告骨子案についてであります。

主査報告の内容について、御要望等ありますでしょうか。

暫時休憩いたします。

午後0時59分休憩

午後0時59分再開

○渡辺主査 分科会を再開いたします。

主査報告につきましては、正副主査に御一任いただくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺主査 それでは、そのようにいたします。

その他、何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺主査 何もないようですので、以上で分科会を終了いたします。

午後1時0分閉会

署 名

文教警察企業分科会主査 渡 辺 創